

令和 5 年 9 月 4 日開会

令和 5 年 9 月 22 日閉会

令和 5 年 三 宅 町 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

令和 5 年 9 月 三宅町議会 第 3 回 定例会 会議録 目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
決算審査特別委員会の設置	9
認定第 1 号～認定第 5 号、議案第 33 号～議案第 40 号、報告第 4 号の 上程、説明	10
同意第 17 号の上程、説明、質疑、採決	19
諮問第 1 号の上程、説明、採決	21
発議第 3 号、第 4 号の上程、説明	21
散会の宣告	23

第 2 号 (9月6日)

出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	25
職務のため会議に出席した者の役職氏名	25

議事日程	26
開議の宣告	27
議事日程の報告	27
認定第1号～認定第4号の決算審査特別委員会付託について	27
議案第33号～報告第4号及び発議第3号～発議第4号の各委員会付託 について	27
一般質問	28
川 鰭 実希子 君	28
森 内 哲 也 君	34
渡 辺 哲 久 君	47
松 本 健 君	57
池 田 年 夫 君	70
散会の宣告	80

第 3 号 （9月22日）

出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	83
職務のため会議に出席した者の役職氏名	83
議事日程	84
開議の宣告	85
議事日程の報告	85
特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	85
閉会中の継続審査について	116
町長挨拶	117
閉会の宣告	118
署名議員	119

三宅町告示第 88－4 号

令和 5 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会を
次のとおり招集する

令和 5 年 8 月 18 日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 令和 5 年 9 月 4 日 月曜日
午 前 10 時 00 分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場

令和5年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

令和5年9月 4日月曜日

19日間

令和5年9月22日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月4日月曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月5日火曜日		休会
第3日目	9月6日水曜日	午前10時00分	定例会再開(一般質問)
第4日目	9月7日木曜日	午前9時30分	決算審査特別委員会 (総務建設関係)
第5日目	9月8日金曜日	午前9時30分	決算審査特別委員会 (福祉文教関係)
第6日目	9月9日土曜日		休会
第7日目	9月10日日曜日		休会
第8日目	9月11日月曜日		休会
第9日目	9月12日火曜日	午前9時30分	総務建設常任委員会
第10日目	9月13日水曜日	午前9時30分	福祉文教常任委員会
第11日目	9月14日木曜日		休会
第12日目	9月15日金曜日		休会
第13日目	9月16日土曜日		休会
第14日目	9月17日日曜日		休会
第15日目	9月18日月曜日		休会
第16日目	9月19日火曜日		休会
第17日目	9月20日水曜日		休会
第18日目	9月21日木曜日		休会
第19日目	9月22日金曜日	午前10時00分	定例会再開

令和5年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和5年9月4日月曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	監 査 委 員	堀内 庄左エ門
総 務 部 長	森 本 典 秀	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康こども局長	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	田 中 修 三	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	内 野 孝 彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	松 本 健	6 番 議 員	渡 辺 哲 久
---------	-------	---------	---------

令和5年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和5年 9月 4日 月曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| | (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 令和4年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 令和4年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第33号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算について |
| 日程第11 | 議案第34号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第35号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第36号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第37号 令和5年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第38号 三宅町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第39号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第40号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 報告第4号 令和5年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の報告について |

- 日程第19 同意第17号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 発議第3号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書について
- 日程第22 発議第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第23 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので始めたいと思います。

本日、令和5年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には、公私ご多用の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和4年度三宅町一般会計決算認定についてをはじめとします。選任1件、認定5件、議案8件、報告1件、同意1件、諮問1件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますように、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたしたいと思います。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年9月三宅町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、季節性インフルエンザと同様の5類に移行されてから3か月以上が経過し、この夏は各地で夏祭りや花火大会等のイベントも復活され、全国の観光地でもにぎわいが戻りつつあります。

本町でも今月9日、Mフェスとして、町商工会とコラボしたプログラムも取り入れた夏祭りイベントを開催する予定であり、人々がコロナとの共存を実感し、活気を取り戻していく姿を、私自身、大変喜ばしく思っております。

しかしながら、ウイルスはまだ勢いを失ったわけではなく、今後も緩やかな増加傾向がさらに続いていくとされており、引き続き、各自での感染症対策をお願いするものでございま

す。

行政といたしましても、今後も引き続き感染拡大の防止を図りつつ、コロナとの共生社会を確実に進めるために全力で取り組んでまいり所存でございますので、今後も議員皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和4年度一般会計決算をはじめとする決算認定5件、令和5年度一般会計第6回補正予算をはじめとする補正予算案5件、条例の一部改正3件、予算の専決処分報告1件、同意案件1件、諮問1件の14案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和5年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、三宅町議会会議規則第120条の規定により5番議員、松本 健君及び6番議員、渡辺哲久君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 9 月 4 日より 9 月 22 日までの 19 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 9 月 4 日より 9 月 22 日までの 19 日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

堀内庄左エ門代表監査委員より会計監査報告を求めます。

堀内監査委員。

○監査委員（堀内庄左エ門君） おはようございます。

去る 8 月 23 日、久保憲史監査委員と共に令和 4 年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査委員報告。令和 4 年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、令和 5 年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法をはじめとする関係法令に触れることなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和 5 年 9 月 4 日、三宅町代表監査委員 堀内庄左エ門。

○議長（辰巳光則君） 次に、みやけイノベーション推進部竹谷部長より、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） ただいま議長からご指示ございました健全化判断比率及び収支不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率は

なし、実質公債費比率は10.6%と、昨年度に比べ増加しております。将来負担比率につきましては、昨年度は0.1%でしたが、今年度はなしとなっております。その主な要因は、実質公債費比率につきましては、地方債償還額の増加によるものであり、将来負担比率につきましては、公営企業会計の地方債残高の減少及び財政調整基金と公債償還基金残高の増加によるものでございます。

また、資金不足比率につきましては、法適用企業に係る下水道事業会計において資金不足は発生しておらず、該当なしとなりましたことを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

決算審査のため、三宅町決算審査特別委員会を三宅町議会委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、8名の委員とオブザーバーである議長をもって構成する三宅町決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、三宅町議会委員会条例第8条の規定はありますが、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名をさせていただくことといたします。

それでは、三宅町決算審査特別委員会の委員長に久保憲史君、副委員長に渡辺哲久君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第5号、議案第33号～議案第40号、報告第4号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 令和4年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第22、議案第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

なお、この採決は起立によって行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第5、認定第1号 令和4年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第18、報告第4号 令和5年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の報告についてまでの認定5件、議案8件、報告1件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年9月三宅町議会第3回定例会に提出いたしました各議案等について、ご説明申し上げます。

まず、認定第1号 令和4年度三宅町一般会計決算認定及び認定第2号から認定第4号までの各特別会計の決算認定及び認定第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をしております。

なお、認定第1号から認定第4号までは、後ほど会計管理者からご説明を申し上げます。

認定第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計決算認定については、収益的勘定による収入額は2億3,218万5,581円、支出額は2億5,050万8,515円となっております。また、資本的勘定による収入額は1億2,472万7,691円、支出額は1億9,812万5,770円で、収支差引額に対して不足する額の7,339万8,079円については、引継ぎ現金等1,907万9,120円及び当年度損益勘定留保資金5,431万8,959円で補填をしております。

続いて、補正予算 5 件について申し上げます。

議案第33号 令和 5 年度三宅町一般会計第 6 回補正予算については、令和 4 年度各事業における国・県支出金の確定に伴う追加と返還の補正、前年度歳計剰余金の確定に伴う基金への積立てとともに、みやけお買い物券配布に係る事業費の増額及び普通交付税、臨時財政対策債の確定に伴う補正等を行うものでございます。

歳入からご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款10地方交付税、項 1 地方交付税では、令和 5 年度普通交付税の額の確定に伴い、7,280 万6,000円の増額を行うものでございます。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金では、介護保険料軽減強化負担金 6 万1,000円の増額を、同款、項 2 国庫補助金では、低所得世帯支援給付金事業費補助金101万1,000円、子育て世帯生活支援特別給付金85万円の増額を行うものでございます。

また、款15県支出金、項 1 県負担金では、後期高齢者医療保険基盤負担金 9 万8,000円及び介護保険料軽減強化負担金 3 万円の増額を行うものでございます。

12、13ページをご覧ください。

同款、項 2 県補助金では、ひとり親家庭等医療費県費補助金69万6,000円、乳幼児医療費県費補助金では95万1,000円、スポーツ推進委員事業補助金 2 万3,000円、スポーツ推進委員教養実技研修会補助金 2 万円の増額を行うものでございます。

次に、款17寄附金、項 1 寄附金では、企業版ふるさと納税として40万円の増額を、款18繰入金、項 1 基金繰入金では、公債償還基金繰入金330万円の増額を、款19繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金 1 億9,878万7,000円の増額を行うものでございます。

14、15ページをご覧ください。

款20諸収入、項 6 雑入では、令和 3 年度後期高齢者医療給付費定率市町村負担金の清算交付として高齢者福祉関係雑入1,173万円、自動販売機販売受益金として交流まちづくりセンター関係雑入 8 万9,000円の増額を行うものでございます。

款21町債、項 1 町債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により、717万6,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

16、17ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費では、目 1 一般管理費でふるさと納税推進事業として広告料

100万円、手数料1万円の増額とともに、ふるさと納税制度改正に伴い、負担金補助及び交付金770万円の減額を行うものでございます。

目3財産管理費では、公共施設等整備基金積立金1億1,000万円の増額を、目7交流まちづくりセンター費では、仮称Mラボ設立に向けた取組として、職員旅費83万3,000円、費用弁償10万円、食料費1万円、印刷製本費6万4,000円、手数料37万9,000円、使用料2万8,000円、備品購入費30万円の計171万4,000円の増額とともに、図書の利用カード作成に伴い、消耗品費9万4,000円の増額を行うものでございます。

また、目8財政調整基金費では、公債償還基金積立金8,200万円の増額を行うものでございます。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費では、目1社会福祉総務費で、令和4年度実績確定に伴う補助金精算のため、心身障害者医療費助成事業で11万6,000円、目2老人福祉費で、老人等医療費助成事業で20万7,000円の、それぞれ返還金の増額を行うものでございます。

18、19ページをご覧ください。

目7後期高齢者医療費では、後期高齢者特別会計繰出金84万3,000円の増額、目8臨時福祉給付金給付事業では、低所得世帯支援給付金事業を実施するために、通信運搬費1万3,000円、手数料8,000円、補助金99万円の増額を行うものでございます。

また、同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、みやけまち育パートナーシップ事業費として手数料11万円を増額するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金事業費として補助金85万円の増額と、福祉医療費助成事務費補助金20万6,000円、子ども・子育て支援交付金61万2,000円、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金71万3,000円の、合わせて153万1,000円の返還額の増額を行うものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、子育て包括支援事業に係る費用弁償1万円、母子保健事業に係る印刷製本費2万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る賃借料11万4,000円をそれぞれ増額するとともに、派遣事務職員委託に係るその他委託料213万8,000円の減額を行うものでございます。

20、21ページをご覧ください。

母子保健事業に係る扶助費2万円の増額を行うとともに、令和4年度未熟児養育医療費等国庫負担金4万3,000円、令和4年度感染症予防事業費等国庫補助金12万8,000円、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種関係の補助金及び負担金673万1,000円、母子保健衛生費国庫補助金20万9,000円の、合わせて711万1,000円の返還金の増額を行うものでございます。

次に、款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策及び町民の生活支援、消費喚起のための地域振興券を配布するため、消耗品費 5 万 2,000 円、印刷製本費 10 万 3,000 円、通信運搬費 170 万 4,000 円、その他委託料 3,603 万 6,000 円の増額を行うものでございます。

款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費では、三宅小学校のコミュニティ・スクール導入経費として、職員旅費 5 万 5,000 円と使用料 1 万 8,000 円の増額を、項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費では、スポーツ推進委員教養実技研修会経費として報償費 2 万 4,000 円と食糧費 5,000 円の増額を行うものでございます。

22、23 ページをご覧ください。

款 12 公債費、項 1 公債費、目 1 元金及び目 2 利子では、令和 5 年 5 月借入分の地方債借入額の確定に伴い、計 1,746 万 7,000 円の償還金利子及び割引料の増額を行うものでございます。

最後に、款 14 予備費では、財源調整のため、3,058 万 7,000 円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額の規模を、後ほど説明いたします専決処分を行いました第 5 回補正予算後の予算総額 44 億 533 万 3,000 円に対し、歳入歳出それぞれ 2 億 8,367 万 6,000 円を増額し、予算総額を 46 億 8,900 万 9,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第 34 号 令和 5 年度三宅町国民健康保険特別会計第 1 回補正予算については、前年度歳計剰余金の確定による繰越金の増額とともに、令和 4 年度実績額の確定に伴う国及び県に対する返還金の増額等の補正を行うものでございます。

歳入からご説明いたします。

8、9 ページをご覧ください。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金では、前年度繰越金 192 万 2,000 円の増額を行うものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金では、返還金として償還金利子及び割引料 90 万 8,000 円の増額を、款 9 予備費では、補正予算の財源調整のため、予備費 101 万 4,000 円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模を当初予算額 8 億 3,500 万円に対し、歳入歳出それぞれ 192 万 2,000 円を増額し、予算総額を 8 億 3,692 万 2,000 円とする補正予算の提出を行っ

たものでございます。

続きまして、議案第35号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、令和4年度事業費の確定に伴う追加交付と、前年度歳計剰余金の確定に伴う繰越金の増額を行うとともに、令和6年4月よりコンビニ収納に対応するためのシステム改修費、実績額確定に伴う国及び県に対する返還金と積立金の増額等を行うものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金では、過年度分、介護給付費交付金47万3,000円の増額を、款9繰越金では、繰越金4,830万2,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費では、印刷製本費47万3,000円、電算事務委託料22万円の増額を、款6諸支出、項1償還金及び還付加算金では、返還金3,003万5,000円の増額を、款7基金積立金、項1基金積立金では、介護保険費準備基金積立金1,000万円の増額を、款8予備費では、補正予算の財源調整のため、予備費で804万7,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模を当初予算額8億6,500万円に対し、歳入歳出それぞれ4,877万5,000円を増額し、予算総額を9億1,377万5,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第36号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算については、一般事務費及び保険料基盤安定負担金に係る一般会計の繰入金の増額と、前年度歳計剰余金の確定による繰越金の減額を行うとともに、令和6年4月よりコンビニ収納に対応するためのシステム改修費の増額とともに、保険料基盤安定負担金及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額を行ったものでございます。

歳入からご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金では、事務費繰入金として71万2,000円、保険基盤安定繰入金として13万1,000円の増額を、款5繰越金では、前年度繰越金5万7,000円の減額を行うものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款1総務費、項2徴収費、目1徴収費では、印刷製本費49万2,000円、電算事務委託料22万円の増額を、款2後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金7万4,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は当初予算額1億5,056万円に対し、歳入歳出それぞれ78万6,000円を増額し、予算総額を1億5,134万6,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第37号 令和5年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてご説明いたします。

補選予算書の4ページをご覧ください。

款31資本的収入、項5企業債、目5建設改良費等企業債借入金にて、公共下水道事業債90万円の増額を行うものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。

款41資本的支出、項5建設改良費、目5管渠整備事業費にて、新規住宅の建設に伴う下水道排水の取出管工事費90万円の増額を行うものでございます。

以上のとおり、今回の補正予算は、収入・支出にそれぞれ90万円を増額する補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正3件についてご説明を申し上げます。

議案第38号 三宅町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法において、議員が取締役等を務める法人は、地方公共団体による個人による請負が金額の多寡にかかわらず禁止されておりましたが、議会の適正な運営を確保する観点から、政令で定める額300万円の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能とする法改正が令和5年3月に行われたことに伴い、本条例に規定する町の工事等の契約に関する遵守事項の一部を改正するものでございます。

次に、議案第39号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、同法第19条第2項が削除されることから、同条を引用している表記を改めるとともに、学校教育法の一部が改正され、同法第25条第2項及び第3項が新設されることから、同条を引用している表

記を改めるため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第40号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の改正により、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ることに伴い、本条例の一部を引用するものでございます。

続いて、報告1件についてご説明申し上げます。

報告第4号 令和5年度三宅町一般会計第5回補正予算については、大和平野中央田園都市構想に係るプロジェクト用地の除草作業を行うため、緊急に予算の措置必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年6月20日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

歳入よりご説明いたします。

当該補正予算書の表紙から5枚目の歳入のページをご覧ください。

款15県支出金、項3県委託金、目9土木委託金では、大和平野中央プロジェクト事業用地管理委託金849万8,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出をご説明します。

次のページの歳出をご覧ください。

款1土木費、項4まちづくり費、目4大和平野中央プロジェクト費では、その他委託料849万8,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、歳入歳出それぞれ849万8,000円を増額し、予算総額を44億533万3,000円とする補正予算を行ったものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました認定5件、議案8件、報告1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ、慎重審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き、北村会計管理者より説明を求めます。

北村会計管理者。

○会計管理者（北村しのぶ君） ただいま、議長からご指示いただきましたので、認定第1号から認定第4号までの令和4年度三宅町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の１ページ、決算一覧表をご覧ください。

まず初めに、認定第１号 令和４年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算38億2,000万円でしたが、その後12回の補正予算により５億5,845万8,000円を増額し、これに前年度からの明許繰越額4,871万6,000円を加え、最終予算額は44億2,717万4,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額42億8,820万7,091円、歳出総額40億2,932万372円となり、歳入歳出差引額２億5,888万6,719円を令和５年度へと繰越しを行いました。内訳といたしましては、次年度への明許繰越金として、デジタル化を活用した情報発信力向上事業、八軒屋解体工事・設計業務委託事業、県知事・県議会・町議会議員選挙事業、道路維持及び整備事業、大和平野プロジェクト整備事業、小学校における感染症対策支援事業の一般財源分4,934万5,000円と純繰越金２億954万1,719円となっております。

なお、収入未済額は、町税、負担金、使用料、手数料、諸収入を合わせ、1,245万7,475円、不納欠損額26万8,832円については、徴税において滞納繰越分の時効及び滞納処分の執行停止により、不納欠損処分したものでございます。

次に、認定第２号 令和４年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額８億4,500万円でありましたが、その後２回の補正予算により622万8,000円を増額し、最終予算額は８億5,122万8,000円となっております。

これに対し、決算額は、歳入総額７億8,641万1,937円、歳出総額７億8,348万9,194円となり、歳入歳出差引額292万2,743円を令和５年度へと繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、国民健康保険税で383万1,131円です。不納欠損額6,500円については、国民健康保険税において滞納処分の執行停止により、不納欠損処分したものです。

認定第３号 令和４年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額８億4,022万円で、その後２回の補正予算により4,924万8,000円を増額し、最終予算額は８億8,946万8,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額８億3,934万2,269円、歳出総額７億9,094万198円となり、歳入歳出差引額4,840万2,071円を令和５年度へと繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、介護保険料で193万6,400円です。不納欠損額３万2,200円については、時効により不納欠損処分したものでございます。

認定第４号 令和４年度後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額１億5,170万円で、その後の補正予算により９万3,000円を減額し、最終予算額は１億5,160万7,000円となりま

した。

これに対し、決算額は、歳入総額 1 億4,325万223円、歳出総額 1 億4,320万8,123円となり、歳入歳出差引額 4 万2,100円を令和 5 年度へと繰越しを行いました。

なお、収入未済額は、後期高齢者医療保険料で 1 万5,400円となっております。

次に、一般会計に係る財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の136ページ、137ページをお開きください。

公有財産（１）の土地及び建物では、普通財産の土地について売却に伴い、換地があったため、26平方メートル、普通財産が増加しております。

1 枚めくっていただいて、138ページの（２）出資による権利については、令和 4 年度から磯城郡水道企業団への出資について欄を設け、年度末残高が1,240万円となっております。その他の増減はございませんでした。

（３）の物品につきましては、普通自動車 1 台を売却、1台を購入したため、年度中、増減はございません。その他の物品についても増減はございませんでした。

（４）債権につきましては、水洗便所改造資金貸付金において、決算年度中の増減がございませんでしたので、年度末現在高はゼロ円となっております。

（５）の基金につきましては、財政調整基金で預金による利子積立て42万537円及び2,000万円の新規積立てを行い、年度中増減高は2,042万537円の増額となっております。

公債償還基金は、預金利子として141万8,875円及び過疎対策事業債等への返済費用に充てるため、2 億7,460万円を積み立てる一方、過疎対策事業債償還分で2,500万円、その他の公債費償還充当分で401万5,000円及び空調設備設置事業分として14万5,000円を取り崩し、年度中増減高は 2 億4,685万8,875円の増額となっております。

消防基金は、預金利子の積立てにより、年度中増減額は1,358円の増額となっております。公共施設等整備基金では、預金利子として 6 万5,370円、社会福祉施設あざさ苑における施設等の整備事業の財源分として200万円、その他公共施設整備事業の財源として6,000万円、土地の売払い代金から各種経費を差し引いた額584万4,120円並びに山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金として 7 万9,369円の積立てを行い、年度中増減高は6,798万8,859円の増額となっております。

地域振興基金では、預金利子による積立て3,299円を行い、紙おむつ支給事業不足分として40万円を取り崩し、年度中増減高は39万6,701円の減額となっております。

小学校施設整備基金につきましては、預金利子として5,279円及び三宅小学校に導入中の

再生可能エネルギーによって発電されました令和４年度に係る余剰電力料金収益として4,590円、学校給食調理備品購入財源分として23万700円を積み立て、また、令和４年度から小学校校舎建て替えに向けて、毎年、5,500万円を積み立て債券を購入、利息3万1,644円を合わせ、４年度中増減高は5,527万2,222円の増額となっております。

ふるさと納税基金では、預金利子として7,249円、令和３年度における寄附額から経費を除きましたふるさと納税額1,203万104円を積み立てる一方、69万7,000円を取り崩し、一般会計に繰り入れております。年度中増減高は1,134万350円の増額となっております。

森林環境譲与税基金では、預金利子17円と64万円を積み立てる一方、森林教育体験学習の一部負担金として5万円を取り崩したことから、年度中増減高は59万17円の増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の157ページをお開きください。

(１) 国民健康保険財政調整基金は、預金利子による積立てを2万9,086円行う一方、国民健康保険特別会計補填のため、551万2,000円を取り崩したことにより、年度中増減高は548万2,910円の減額となっております。

次に、介護保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の183ページをお開きください。

(１) 介護給付費準備基金は、預金利子による積立て2万6,297円の増額となっております。

以上が、令和４年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要です。詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして説明資料等によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げ、本日の説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君）　ご苦労さまでした。

ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、９月６日水曜日午前10時より行いますので、よろしく願いいたします。

◎同意第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君）　日程第19、同意第17号　三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第17号 三宅町教育委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和5年9月30日をもって任期満了となり、新たに委員を任命する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町伴堂202番地の2。

甲村真理子。

昭和49年2月9日生まれで、新任でございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは本件について討論を省略し採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

ここで、甲村教育委員会委員に入場願います。

ただいま本会議におきまして、新たに三宅町教育委員会委員に任命同意されました甲村委員より挨拶を受けることにいたします。演台のほうへどうぞ。

○教育委員会委員（甲村真理子君） 皆さん、おはようございます。

ただ今ご紹介いただきました甲村真理子でございます。

このたび、教育委員任命にご同意いただきまして、ありがとうございます。

今後、皆様のご指導をいただきながら、精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和5年12月31日をもって、委員1名の任期満了となることから、新たに委員を選任すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、委員を推薦するため、議会に諮問するものでございます。住所、氏名等の朗読をもってご説明とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字石見613番地の1。

澤井俊一。

昭和29年2月20日生まれであり、新任でございます。

ご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 意見なしと認めます。

お諮りします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案とおりの可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎発議第3号、第4号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第21、発議第3号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書について及び日程第22、発議第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とし一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者である松本 健議員、瀬角清司議員より提案理由の説明を求めます。

まず、発議第3号について、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第3号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書についての提案説明を行います。

本件につきましては、5月にインボイス制度を考えるフリーランスの会から、また、8月に奈良県商工団体連合会から陳情が行われています。

また、インボイスについては、全国の地方議会で、6月の議会までに200を超える自治体から延期や見直しを求める意見書が採択されていますが、私たち、三宅町議会では6月の議案に載せることができませんでした。10月実施の、直前とはなりますが、三宅町議会でもこのインボイスというものの仕組み自体をしっかりと捉え直して、議論をする必要があると思います。このような背景の中で意見書の提出を行うものです。

議員各位におかれましては、どうぞご協力いただきますようお願い申し上げます。議案は委員会に付託されるものとなると思います。委員会までにぜひとも多くの情報をご入手いただき、三宅町議会としての議論を尽くした上で、議会の意見を示すことができるよう、重ねてご協力をお願い申し上げます。

以下は私個人としての提案です。提案の背景です。

インボイスは結局、1,000万円以下の免税事業者から税金を取るためのものでしかありません。そもそも、消費税はヨーロッパで実現されていた付加価値税を輸入したものです。消費税と名前を変えてはいますが、納税者は付加価値を生んだ事業者にあります。付加価値に係る税金でしかありません。

消費税の複数税率を実現するためにインボイスが必要という主張もありますが、消費税を付加価値税と認知し、税込み処理をすれば、複数税率を扱ったとしてもインボイスは不要です。また、インボイスを導入した上で、少額の事業者を免税業者として残すことも可能と考えます。

景気後退の中、税収だけが過去最高を更新する状況、本来ならば減税対策を取るべきタイミングで、実質の増税、しかも消費を抑制する政策を取ることは愚策としか思えません。

また、一旦決めてしまったら後に戻れないという日本の体質を変えていかなければならないという観点からも、この時期のインボイス導入には反対します。

皆様の中には、意見書はしょせん、お願いにすぎない、あまり意味がない、インボイスの実施は既に決まっている、今さら遅いなどという声もありますが、例え、小さな議会であったとしても、世の中の問題に対してその時期、その時期に応じて、議論し声を上げることを休まず行っていくことが大切だと思っております、意見書本文は手元にお配りしております

ので、読み上げを省略させていただきます。

以上、発議第3号の提案理由の説明を行わしていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 次に、発議第4号について、瀬角清司君の説明を求めます。

○4番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私のほうから、発議第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

地方自治法の一部の改正により、議会の議員に関わる請負に関する市政の明確化及び緩和がなされたことを踏まえ、各会計年度における町と議会との間の請負に関して、報告や公表を義務づけることにより、議員の請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として本条例を制定するものであり、提案の概要といたしましては、三宅町に対し請負をする議員が、当該請負をする対価として、各会計年度に三宅町から支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することを定めるものとなっております。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） ただいま、松本 健議員、瀬角清司議員の説明が終わりました。

なお、本議案に対する質疑は、9月6日水曜日午前10時より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日は、これをもって散会いたします。

次回は、9月6日水曜日午前10時より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前10時59分）

令和5年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和5年9月6日水曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	田 中 修 三	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	内 野 孝 彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	松 本 健	6 番 議 員	渡 辺 哲 久
---------	-------	---------	---------

令和5年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和5年 9月 6日 水曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第5号までの5議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第33号から議案第40号までの8議案、報告第4号、発議第3号及び発議第4号に対する各常任委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

それでは、再開したいと思います。

令和5年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第5号の決算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第1、認定第1号 令和4年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計決算認定についてまでの5議案につきましては、さきに設置いたしました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーである議長を省く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、三宅町決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第33号～報告第4号及び発議第3号～発議第4号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第2、議案第33号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより報告第4号 令和5年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の報告についてまでの議案8件、報告1件及び発議第3号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書についてより、発議第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてまでの発議2件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第33号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより報告第4号 令和5年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の報告についてまでの議案8件、報告1件及び発議第3号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書についてより、発議第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてまでの発議2件を各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長(辰巳光則君) 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 川 鰭 実希子 君

○議長(辰巳光則君) 3番議員、川鰭実希子君の一般質問を許します。

3番議員、川鰭実希子君。

○3番(川鰭実希子君) 私からは、子ども・子育て会議を住民協議会方式にすることについて一般質問を行います。

現在、三宅町では第2期子ども・子育て支援事業計画の執行中ですが、来年度にはその翌年度から始まる第3期計画の策定事業が始まります。従来のやり方ですと、条例に定められた子ども・子育て会議を4回程度開催して計画を策定しますが、そのやり方で本当によいのでしょうか。

私も30年近く行政におりましたので何となく予想がつくのですが、事務局である役場が作った原案に対し、幾つかの質問が出ることはあっても反対意見が出ることはまずありません。こうしたらどうかというような提案も出ません。なぜなら、そもそも何かユニークなアイデアはありませんかと事務局サイドが聞いたりすることもないからです。大変悪い言い方をすると、子ども・子育て会議は、役場の考えというか、下手をするとコンサルタント会社の考えの追認機関になるおそれがあるわけです。それで本当によいのでしょうか。

私は3月議会で、無作為抽出で委員を選出する住民協議会方式を三宅町も取り入れるべきではと質問しました。町長からは、その方式がなじむものとなじまないものがある。最適な民意形成の図り方について議論を進めていきたいとのお答えを得ました。私は、子ども・子

育て支援事業計画策定委員会は、住民協議会方式を取り入れるべきものの一つだと思います。

理由の1点目は、子ども・子育て会議委員に現在のやり方だと偏りが見られることです。現状の子ども・子育て会議委員は、子供の保護者として幼稚園、小学校、学童保育の各保護者会代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者として、幼稚園、小学校、ひまわりのたね、児童家庭センターのそれぞれ代表、また学識経験者、役場の職員で構成されています。中学生の保護者は入っておりません。15歳以上の子供は当事者として入るべきだと思いますが、これも入っておりません。これから親になる可能性のある若い未婚あるいは既婚でまだ子供のいない人たちも入っていません。むしろ彼らにこそ意見を聞いて、結婚しない理由あるいはできない理由や、子供を産まないあるいは産めない理由を聞くことが実りある支援事業計画につながるとは思うのですが、いかがでしょうか。

私は、現在子供のいる人だけに意見を聞くのではなく、全世代の住民から広く意見を聞くことが実りある支援事業計画につながると確信しています。第2期総合戦略でも、まちぐるみで子どもを育てる仕組みづくりが重要とされています。つまり子育ては、現在子育て中の方だけでなく、住民みんなで支援するものなのです。そのためには、現在子育て中の方だけを集めるのではなく、住民協議会方式で全世代の方に議論してもらう必要があります。そして、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者に該当する方々はそれぞれ専門家ですから、委員の方々にレクチャーする側に回っていただければよいと思います。

理由の2点目は、これが住民協議会方式にする本質的な理由ですが、参加した住民の方にとって行政が自分ごと化することです。3月議会で町長は、これまでもまちトーク、タウンミーティング、ワークショップなどで住民の声に耳を傾けてきたとおっしゃいました。それはそれで開催を続けるべきですが、それでは足りないのです。私も、可能な限り、このような集まりには参加してきましたが、大体毎回似たような顔ぶれになっています。そういうところには、決して出てこない方が住民協議会には出てきます。1,000人に案内を出し、無作為抽出した1,000人に案内を出して、委員を引き受けるのが平均3%と言われています。三宅町の15歳以上から無作為に選んだ1,000人に案内をして、30の方が引き受ける。彼らの多くは、これまで一度もまちトーク、タウンミーティング、ワークショップなどにはいらしたことのない方です。どんな意見を聞かせてくださるか、わくわくしませんか。こういう方の声に真摯に耳を傾けて計画をつくり、実行することで、行政に対する信頼感が醸成され、お任せ民主主義からも脱却できます。

子ども・子育て会議を住民協議会方式にすることについての町長の考えをお聞かせくださ

い。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川鰭議員の一般質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条において、基本指針に即して5年を1期とする幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものと規定されております。また、同法には、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項が定められており、計画に記載しなければならない必須事項として、1つ、教育・保育提供区域の設定、2つ目、各年度における教育・保育量の見込み、3つ目として、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施期間、4つ目、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、5つ目、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施期間、6つ目、教育・保育の一体的な提供に関する事、7つ目、施設等利用給付の円滑な実施に関する事の7項目について、量の見込みとその確保方策について記載するよう求められています。

そのほか基本指針では、地域の実情に応じて定める任意記載事項として、産後の休業・育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保、専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県事業との連携に関する事、職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策が挙げられており、任意事項として三宅町の実情を考慮した施策を計画に反映するように定められています。

このため、策定委員会での協議事項は、計画の必須事業である幼児期の教育・保育及び学童保育などの子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事が中心となるため、委員会の委員は幼稚園や小学校、学童保育などの保護者会代表、幼稚園や小学校などの事業関係者から選出しております。

川鰭議員よりご提案いただきました住民協議会方式については、今回の子ども・子育て支援事業計画にあっては、計画の性質上なじまないものと考えております。

今後、町としては、総合計画などの町全体の施策に関する協議の場を設ける際に、活用の方角性について検討してまいりたいと考えています。

以上で、川鰭議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君） いろいろ質問あるんですけれども、まず1点目は、町長が常々、すみません、今のご答弁の中にありました、任意記載事項として、産後の休業・育児休業後に

おける教育・保育施設等の円滑な利用の確保等云々とありますが、こういったことに対する意見を聞くにしても、幼稚園を現在利用している保護者会の代表、小学校のPTAの代表というのは、ある意味、もう産み終えている方たちなわけで、やはりこれからそういった施設を利用しようとする方のご意見というのも非常に大事だと思うんです。もちろん利用された方のご意見も大事です。ですから、いろいろな、その既に子供を産んで、そういった施設を利用して働いている方、あるいは家事に携わっている方だけではなく、これからなる可能性のある方という方の意見を聞く必要があるということと、それとやはり先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、三宅町として町民がこぞって子育てというものに意識を向け、参画していくという意味からも、高齢者の意見とかそういったものも当然重要になってくると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村健康子ども局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 川鰭議員のおっしゃるとおり、地域ぐるみで子育てをしていくという点については、いろいろな世代の方からのご意見等を頂戴していくべきだと思いますが、その点につきましては、地域総合戦略等で意見のほうを求めさせていただけたらと思っております。

子ども・子育て支援事業計画については、これまで第1期、第2期と策定してきましたけれども、実際、委員会の協議事項としては、やはり三宅町については幼稚園1か所しかないというところで、第1期のときについては幼稚園コース、保育所コースと分かれていたものを、認定こども園として制定するほうがいい、移行するほうがいいのではないかといったようなことを皆さんに議論していただくことであったりとか、第2期については、零歳児、1歳児、2歳児の保育が必要になる子供さんについて、待機児童が結構出てきておりましたので、そういった待機児童の解消方法について協議する場とさせていただいていたために、1期、2期については、ご説明させていただいたとおりの委員の選定とさせていただいております。

第3期につきましては、今後、今年度この4月にこども基本法が制定されて、こども基本法の中でこども大綱が示されることになっています。現在作成されているというふうに国のほうから報告が下りてきております。そのこども大綱をもとに、今後また市町村のほうでもこども計画を策定することとされておりますので、今回の第3期の子ども・子育て支援事業計画にあっては、現在、県のほうに報告しないといけなくなっております必須事業についてのみ計画のほうを進めさせていただいて、全体となるような任意事業については、こど

も計画のほうに、こちらの子ども・子育て支援事業計画も取り込んだ状態で計画を策定するようにというふうに言われておりますので、今後、国の方向性等を注視しながら、こども計画のほうを策定するに当たって、住民協議会方式となるかどうかは分かりませんが、そういったいろいろな方の意見が聞けるように活用方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） 常々おっしゃっている対話、挑戦、失敗ですか、私、その対話、挑戦、失敗という理念に一番かなうのが、この住民協議会方式だと思っています。つまり、まだ行政の方たちも全然出会ったことのないような方々と対話ができる。そして、挑戦ですね、その方たちがどんなご意見を言うかというのは、全く分からないわけです。本当に、この子ども・子育て支援計画はそうでもないんですけれども、割と子供さんに特化したメンバーが集められているんですけれども、それ以外の例えば地域福祉とか介護保険だとか、いろいろな計画というのは、本当に同じような団体の代表が集まっています。自治会長会の代表とか婦人会、それから老人会、民生児童委員協議会、そういう本当に決まり切ったメンバーが集まっています。そういう方々からも私は聞いています。どこに行っても同じ人たちと会うと、だから率直な意見が言えないと。つまりその場で何か率直な意見を言ってしまって、誰かと対立することになったら、また別の会議でその人たちと顔を合わせなきゃならないから大変気まずい、とてもじゃないけど意見なんか言えないんだよと言っていらっしゃるんですね。そういうような人を集めてこういう計画をつくることに、何の意味があるのかなと私は思います。

なので、本当に実りのある、その着地点が役場が考えた計画どおりとか、コンサルタントの考えた計画どおりにすることが着地点だというんだったら、確かに住民協議会方式は失敗になると思います。でも、その失敗を目指すべきだと思うんですよ。役場の人たちが考えも及ばないような計画をつくる。コンサルタント、お金をもらってやっているコンサルタントなんか考えも及ばないような三宅町に合った、三宅町らしい、三宅町の人が求めている、そういう計画をつくる。そのために私は住民協議会方式は絶対必要だと思います。百歩譲って、今回の子ども・子育て支援事業計画の策定は非常に今回狭められた範囲でつくるのでというのであれば、しょうがないでしょう。それでつくるのもしょうがないと思います。でも、それ以外、こども計画とか、来年これから政府から示されるこども計画をつくるとか、それから、町長もここで発表していらした総合計画のような町全体の施策に関する協議の場、そ

こはぜひ住民協議会方式を取り入れてほしいし、それにさっき申し上げたように、実際にそういうので集められている自治会長会の会長さんや民生児童委員協議会の会長さんたちがどういう思いでそこに参加しているかということも酌み取った上で、そういう方たちがそういう思いをしなくていいような何かやり方を考えていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご意見ありがとうございます。

決して住民協議会方式を否定しているのではなく、取り入れられるところは積極的に取り入れていきたいというふうには基本的には考えております。ただ、川鰭議員おっしゃるように、対話の部分で、対話の研修というところで、私たちも、今、対話とは何かというところを川鰭議員もご参加いただきながら、研修のほうをさせていただいている中で、やはりまだまだ対話のスキルであったり、対話とは何かというところの学びから始めていかないと、僕らもあの学びからすごく、ああ、こういうことが対話につながっていくのかというところも勉強させていただいているところでございます。以前は自治会長の皆様もご参加いただいて、対話とはやっぱりルールがあるというところもあって、決して意見を否定しないであったりとか、そういった対話のやり方というところも学びながら、川鰭議員おっしゃったように、会議で意見が言いにくいというところ、これを対話のスキルを上げていくことで、そのメンバーでもしっかりと対話もつなげていくということも可能かなというふうに思いますので、その場でできないことが課題ではなくて、どうやったらできるかということも併せて考えていきながら、また、みんなで考える計画等々に関しては、おっしゃるような住民協議会方式というところもしっかりと取り入れる方向も計画によって考えていきたいと、この今回の計画についてのご質問でしたので、今回の計画はなじまないという回答をさせていただいていますけれども、決して全てを否定するわけではないということでご認識いただけたらというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君） ただ、そのご意見くださった方の名誉のために付け加えておきますと、その方たちは、私のような物言いをするタイプの人ではなくて、どっちかというと、非常にやんわり話せるタイプの人なので、その方たちが対話のスキルがないので、意見が言いにくいと言っているわけではないということをご承知おきください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 否定しているのではなくて、やはりほかの方と気まずくなる、ほかの

方の意識というところも変えていくということが大事なかと、会議の参加メンバーが否定をしないというか、その意見に言いやすい空気をみんなでつくっていくということが大事ということで、決して発言された方が空気を乱しているので悪いということではないということで、誤解を与えたら申し訳ないなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） これで川鰭実希子君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） 森内です。議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

私のほうからは、2点質問をさせていただきます。1点目が、中止になった大和平野田園都市構想ですね、大和平野プロジェクトその後の土地利用についてと、避難場所について、避難所解除後についてということで2点質問させていただきます。

まず、1点目です。

三宅町に大学ができるという話が立ち消えになったことは、町民の皆さんにも知れるところだと思っております。つきましては、大学が来るなら土地を手放した地権者はもちろん、我が町の未来を想像していた住民さんにとっては、県が取得した土地はどのように今後活用されるのだということが気になっていると思います。

令和5年7月28日、毎日新聞で私は記事を見ました。こんな記事です。整備計画が白紙となった土地については、県と各町（川西、三宅、田原本）でワーキンググループをつくり、2024年度末をめどに土地活用方針をまとめることで合意したと。続けて新聞には、三宅町は、産業強化や雇用創出につながる土地活用を希望。田原本、川西の両町は、具合的なテーマを決めるため議論を進めていく考えを示した。テーマ決定後、有識者などの考えも反映させた新たな構想をまとめ、実現に向けて県と町が協定を結ぶことを確認した。こんな記事でした。

ここで質問させていただきます。

田原本町、川西町は、具体的なテーマを決めるために議論を進めていくと、すなわちもう一回考え直させてくれ、もう一度考えるというようなことを言っていて、三宅町、我々の三宅町としては、早々と産業強化や雇用創出につながる土地活用を希望した、そんなふうに私は記事を読みました。白紙撤回されたということで、田原本町、川西町のように、もう一度

考えるというのが普通の流れなのかなとは私のほうでは感じるんですが、この話合いというのは実際どのようなものだったのかということの質問です。

早々と町として希望したと書かれている土地活用の方として、産業強化や雇用創出につながる土地活用とは、どのような例を町長は考えておられるのでしょうか。現段階では、あくまで例、あるいはこんな活用してもらえたらよいのという想像になるかと思うんですが、町民の皆さんにイメージしやすいように、町長の頭の中にあるような例をお示しいただけたらと思います。

以上が1点目です。

2点目に移らせていただきます。

去る6月2日、お昼間でした。昼間に大雨で避難の必要があり、文化ホールを避難所として開設したと役場から緊急連絡があったことと記憶しております。平日の昼間であったため、私は、ちょっと職場にいたので動けず、情報のみを心配しながら見守っておりました。6月2日の11時30分頃に、こちらは三宅町役場ですと、自主避難として三宅町文化ホールを12時より開設いたします。避難される場合は、雨風が強くなる前に早めに避難を開始してください。避難が困難な場合は、自宅の2階へ垂直避難を行ってください。食料品など身の回り品は各自ご持参ください、そんなアラートが私のほうにも入ってきました。

これは避難指示で、周辺の状況が悪化する前に危険な場所から早めに全員避難、そういう指示だと思います。全員避難の指示だったと思います。実際に6月の時点ですね、6月のときは60名ほど文化ホールに避難されたとも聞いております。

ここで質問させていただきます。

町内に出た全員避難の避難指示が発令されたということであれば、通常は全地区対象の広域避難場所である三宅小学校に当たると思います。しかし、開設された緊急避難場所は三宅町文化ホールでした。三宅町文化ホールは、水害時には小柳地区と伴堂地区の避難場所となるような防災計画に記載はあります。そのほかの一時避難所の開設、その他の場所の一時避難所開設ですね、あったのでしょうかという質問です。

幸いにも甚大な被害はなかったようで、安心、よかったとは思いますが、全員避難となる避難指示を発令する場合、避難所開設の基準など、現在の三宅町の基準を聞かせていただけたらと思います。

それから、避難が解除されたのは5時頃だったと思います。避難所となっていた文化ホールが5時30分に閉鎖されたと聞いています。ただ、このとき曾我川の西側ですね、大和広陵

高校から曾我川の堤防までの土地の低いところ、但馬出屋敷では、まだ道路脇の溝が見えないほど浸水しており、危険な状態にあったという情報を聞いております。町内の一部の地域とはいえ、足元まで浸水している地区がありながら、避難所を閉鎖してしまうというのは、その地区に住んでおられる住民さんからすれば、見捨てられたというような悲しい思いを持たれることもあるかとは思います。このとき、このような情報を町としてはつかんでおられたのでしょうか。また、つかんでおられたということでしたら、どういう基準で避難所の閉鎖を行うのか、町としての所見を伺えたらと思います。

以上の質問になります。ちなみに、この一般質問を出したときは8月14日も避難所開設されているんですけれども、これに間に合わなかったので、8月の話も交えて回答いただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、中止になった大和平野田園都市構想のその後の土地利用についてのご質問にお答えいたします。

大和平野中央田園都市構想に関するこれまでの経緯については、議員ご承知のとおりとは存じますが、令和2年8月、市町村サミットにて前荒井知事より骨子案についての発表がされ、以来、同年10月には奈良県と三宅町との大和平野中央プロジェクトについての協議に関する覚書を交わし、翌令和3年には全地権者より事業推進に関する同意をいただき、境界の立会い確認を行い、令和4年度末までに全ての用地売買契約が完了しているところでございます。その後、新たに就任された山下知事が事業の見直しを決定され、現在の状況に至ったものでございます。

三宅町においては、去る7月20日、まずは県立工科大学を核としたスタートアップヴィレッジの構想について同意し、土地を提供していただいた地権者に対して知事より事業見直しについての説明会が実施され、議員の皆様におかれましては傍聴という形ではありましたが、知事と地元地権者の皆様との質疑応答にご参加いただいた経緯でございます。

続いて、7月27日には、知事と磯城郡3町長との協議の場が設けられ、知事からは大和平野中央田園都市構想に係る取得済みの用地の活用策については、地域の発展ひいては県勢の発展に資するよう、地元の理解を得ながら丁寧に協議していきたいとの意向が示され、土地利用とは別に、教育や健康増進分野においてデジタル技術を活用した先進的取組を進めてい

くことについても意見交換を行ったところでございます。

同協議会においては、県立工科大学の設置について見直しとなったとしても、そもそものテーマである産業振興と人材育成に沿った議論を進めていくことと、また、知事からは「企業誘致の考えについて」、私からは「民間ありきではなく、民間単独でも県や町または行政単独ではできないことを共創しながら、新たな地域の魅力や県全体の発展に資するテーマを設定し、それを達成する手法を役割分担しながら進めることが大切である」という考えを伝え、知事からは異存ないとの回答をいただいたところでございます。

また、協議の中で知事から提案のあった、各町ごとに県と町のワーキンググループの設置につきましては、先月 8 月 17 日に湯山副知事と県関係部局、町からは私と関係部局が参加し、ワーキンググループがキックオフされたところでございます。

意見交換では、土地利用規制に関して、現状農地である事業用地の技術的かつ法令上の制限及び埋蔵文化財調査の想定についてなど、事務レベルでの共通理解を再度確認いたしました。その上で、今後進められるワーキンググループにおいては、具体的な案を出し合い協議を進めていく場になっていくものでございますが、土地利用に関しては町の持つ方向性、例えば商業施設や工場の誘致は望まないことなど、意見を十分に県に示した上で協議を進めることとし、実現性のある活用法の取りまとめ、皆様にお示しできるよう県と町双方での話し合いを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、避難場所についてと、避難所解除後についてのご質問にお答えいたします。

今年度に入り、本町では 6 月 2 日の豪雨と台風 2 号、また 8 月 14 日の台風 7 号の上陸など、立て続けに自然の猛威にさらされております。幸いなことに、本町では大規模な災害もなく最小限で治まったことは、防災や避難に当たり日頃よりご尽力いただいている関係者の方々のおかげであるとも感じております。この場をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

さて、ご質問の 6 月 2 日の災害対応状況ですが、三宅町に午前 11 時 8 分、大雨警報が発令され、57 分には洪水警報が発令されました。これを受け、まず本町では、全町民の自主避難所を町文化ホールに設定させていただいたものであり、議員ご指摘の正午までに町民の皆様にお知らせさせていただいたのは、あくまでも自主避難所を開設した旨のご案内でございました。なお、同時に各自治会長の皆様には、状況により各自治会館での自主避難を希望された場合はご対応願いたいとの連絡を入れさせていただいております。

その後、結崎水位観測所にて「避難判断水位に達する恐れがある」とし、大和川河川事務所からの報告を受け、午前 12 時 33 分に高齢者等避難指示を発令、午後 1 時 20 分には、同観測

所において氾濫危険水位に達したため、午後 1 時30分、三宅町全域に避難指示を発令したものでございます。

まず、議員おっしゃるよう、本町の広域避難場所は、地域防災計画にて三宅小学校を指定しております。広域避難場所は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで、必要な期間滞在させたり、災害により自宅に戻れない住民等を一時的に滞在させるために設置するものでございます。

ただ、6月2日は金曜日の平日であったこと、また小学生が授業中であったこと、先に文化ホールを自主避難所として開設したこと、また、幾分か気候も暖くなり空調設備がある場所での避難生活が適切であると判断したため、自主避難場所をそのまま広域避難所とする代用施設として臨機応変に対応したものでございます。なお、今回の対応に当たっては、広域避難所として文化ホールでの避難運営を優先したため、その他の一時避難場所は開設しておりません。

しかしながら、洪水等による危険が切迫した状態において緊急に避難する施設や場所として位置づける指定緊急避難場所を開設することは非常に重要なことであり、現在、地域防災計画に位置づけられている全ての一時避難場所が、河川氾濫等の水害に対して有効であるか、さらに地震災害に対しても適しているかどうかも踏まえ、改めて地域防災計画の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の避難指示の実施基準ですが、こちらは地域防災計画にて実施の基準を定めており、主要河川において避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が予測されるとき。堤防が決壊もしくは破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。災害が発生した現場に在留者がある場合。その他人命保護上、避難を要すると認められているときとされています。

最後に、6月2日、本町が最終的に避難指示を午後5時に解除し、広域避難所を閉鎖したのは、議員おっしゃるよう午後5時30分でございます。避難指示の解除は、実施基準のような具体的な基準はなく、本部長が当該災害による地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告等の解除を行うとされています。特に、議員お述べの但馬出屋敷地区の西側の状況も災害対策本部として現地への巡回の下、状況を把握しており、避難指示の解除については、本町における寺川、飛鳥川、曾我川の水位が午後5時までに下降し続けていたため、本流となる大和川においても水位が安定してきたことや、そのときの気象状況から今後降雨量が下がることを予測できたことから、状況を総合的に判断した結果、避難指示を解

除したものでございます。

また、この西側地区における避難者はおられなかったことや、避難者の帰宅については、日の明るいうちに行動していただいたほうが避難者の方々が安全に帰宅できることから、避難所の閉鎖も同時に行いました。

いずれにいたしましても、避難とは行政が指定した避難場所に行くことだけが避難行動ではなく、状況によっては自宅の2階以上への垂直避難も含め、様々な避難の選択肢の中から最適と思われる避難方法を自ら選択し、自分自身が身を守る自助としての行動を取ることが重要です。本町といたしましても、今回の災害対応の経験の中から反省すべき点や改善すべき点、課題となったことを整理し、今後の災害対策に万全を期すべく、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりますので、議員皆様のご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。森内議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○7番（森内哲也君） そうしましたら、まず、大和平野プロジェクトのことについて再質問させていただきます。

まず、確認なんですけれども、ワーキンググループを県と町で開くというようなことは、これ新聞記事にもあったんですけれども、この場合、おのおの3町そろってと県じゃなくて、それぞれの町と県とというようなことをイメージしているんですけれども、それは間違いないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ワーキンググループにつきましては各町ごとですので、今お答えさせてもらった部分も三宅町と県の方ということでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） では、それとは別に磯城郡3町の首長と県との協議の場みたいなものもあるということでしょうか。前回のときには、何かその予算はほかでみたいな感じのことを聞いたんですけれども。

何が聞きたいかいうたら、もうそれぞれの町でこの土地を使いたいのを考えた方がいいのか、それとも何か3町合同して県、県案なんで、それぞれバランスを取って考えはると思うんですけれども、そういうところまで三宅町として配慮せなあかんのかというのがどうなのかということなんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員おっしゃるように、ソフト面の予算、今年、県のほうでも組んでいただいて、三宅町としても予算のほうを計上しているソフトの事業については、3町で協力し合いながら県と3町で行っていくということが決定して、今進んでいるところです。もう一方で、ハード面におきましては、森内議員おっしゃったように、先ほど回答させていただいたとおり、各町と県とで今後の土地利用についての協議をさせていただいております。その中で、県のほうでも必要性があれば、その土地の連携というところも視野に入れますけれども、まず単独で何ができるか、必要があれば連携というところも視野に入れて県全体を見ながら、県としての立場もございますので、県全体として見ながらと、あと町も地権者さんの思いであったり、今の町の考え方、思いというところもしっかりと酌み取りながら協議をしていきたいということで、第1回のワーキングのほうを終えさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

今回、回答いただいた知事との話合いの中で、民間ありきでなく、民間単独でも県や行政単位、県や町の行政単位ではできないことを共創、一緒に創るということですね、しながら新たな地域の魅力や県全体の発展に資するテーマを設定して、それを達成する手法を役割分担することが大切であるという考えを伝えたというふうな回答をいただいたんですけども、はっきり言って、よう分からんのですよ。三宅町、森田町長が率先して、もうこのテーマでいってくれというふうに言ったという新聞記事があった。要は、結局、今までの大きなテーマはずれないようにしてくださいねというのを言っただけみたいなイメージでいいんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおり、知事のほうから見直しがある中で、どのような今後土地活用を考えているのかという中で、今のところ具体的な答えはないということでお聞きした中で、今後考えていきたいと思いますということがあった中で、じゃ、何もテーマも決めずになかなか何をしていくかというのは決めることは不可能ですよというお話の中から、知事のほうからは企業誘致というところで、民間への売却というところを1つ案としてはという、私案としてということでアイデアベースで出たんですけども、それは三宅の住民さん、地権者さんも望んでいないということもお伝えしている中で、やはりしっかりとテーマ、この土地をどのように活用していくかというテーマを決めないと、大学じゃなくても次のものにしても、何かアイデアというのは出てこないであろうというところで、大きな目標をしつ

かりと決めていこうということで、意見を申させていただきました。その中でやっぱり知事の中では民間への売却というところを強く思っているような雰囲気があったので、それではなくて、やっぱり行政と県もしっかりと関わる中で、三宅町としてもやれることをしっかりとしながら、民間も含めてしっかりと連携することで土地利用ということをしつかりしていきたい。知事のほうは、基本的には県が施設整備のほうでお金を出すことはないであろうというのをおっしゃったので、そういうところを民間も含めて連携していくというところが必要があるんじゃないかという意見を申させていただいたというところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） すみません、ちょっと内容を思い出すのを、ちょっとばかり、要するに、県としてはあの土地をもう民間に売っちゃったらいいいじゃんみたいな意見が出ているけれども、ちょっと待ってくれと町長のほうで止めてもらった、それは住民さんも望んでいませんよと、そういう意見を言うてくださったということによろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

実際、もう何でもええから遊ばしておくよりも、企業来てくれてもいいやんというような意見も、またあるかも分からないということもありますけれども、ただ、感触としては県からの説明に来てくださったときには、そういう意見はごく声にならない意見みたいな感じやったかも分かりませんので、そういったことを言うてくださっているというのは非常に心強いかなとは思います。

もう一点、ワーキンググループがキックオフされたというような回答もいただきました。その中の意見交換では、土地の今の、結局、県の土地になった土地のことですね、利用に関して、現況農地である事業用地の技術的かつ法令上の制限及び埋蔵文化財の調査を想定してなどの事務ということで、ちょっと難しく書いてあるんですけども、もう少し分かりやすく、実際こういう問題とか、こういう課題がありますよねというのを説明していただけたらと思うんです。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ワーキンググループの内容でございますけれども、主に町長が入っておられましたけれども、事務レベルということで県のほうも担当者に来てい

ただしまして、我々も参加させていただきました。土地利用規制に関して今ご質問でございますけれども、まずは地域区分が市街化調整区域にあると、農地の区分が全部農振農用地である。そして埋蔵文化財ですね、多分この地域全部が埋蔵文化財の遺物散布地になっておるというところです。あと、浸水想定なんですけれども、こちらにつきましては、主に0.5メートル未満、50センチ未満の浸水想定である。その他の規制につきましては、例えば景観規制であるとか、土砂災害とかの規制はない。今現在のインフラにつきましては、上下水道の整備であるとか道路の状況について、それぞれ事務レベルの確認をさせていただいたというところでございます。よって、そのまま民間に売却をして利用することは不可能というのが、まず確認できたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） そのいろいろな様々な、あの土地に関する縛り、事務的な条件自体が、民間がそのまま買って開発、こんな到底無理や、そういう縛りでかかってくるでというような理解でよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） もちろん先ほどの農地の問題がありますので、民間が買うことはできません。県が主体となり開発をする場合には、農地転用が不要というケースがあるということでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 要するに、やはり、はい、民間さん、どうぞ、幾らですとやっても、そういう制限がみんなかかってくるんで、県が何か事業を主体となつてしないと、そういった制限は入っちゃう、県がされるんで緩くしましょうかみたいな話ですよ。

（「そういう」と呼ぶ者あり）

○7番（森内哲也君） 今後のことなんですけれども、そうすると実際問題、知事の頭の中にはあまり、それこそ企業に売っちゃったらええやんぐらいの説明会を聞いていても、何かあまり土地の有効性みたいなのを確認、理解されていないのかなと思ったので、どうなるのかなと非常に不安にはなるんですけれども、あるいはそれを同じような不安が多分田原本や川西もあるということとは思いますが、何かもう三宅町のほうから、じゃ、こんな活用をしてくださいよと、これから提案されていくとかというふうなことになると思うんですけれども、そういったことで何か町としてみんな考えようやみたいなことはイメージされていますか、思われていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 大きなテーマが決定したので、知事のほうでも産業の雇用というところの課題感を持っているということで、ここの土地で解消するということも検討していきたいということをおっしゃっていたところもございますので、やはりそこに至っては、今後、人材育成、働く人の人材育成とかそういった根本的な話も出てくるので、今回テーマとしては雇用産業と人材育成を大きなテーマの柱ということで変えていないところがございます。

また、その中で町としても今スタートアップの事業であったり、新たな企業家育成というところで、町としての産業振興というところも今まで県としてもスタートアップヴィレッジということで、スタートアップをしっかりと振興していきながら、新たな産業・雇用づくりということをもととのテーマであって、そのための人材として大学というところで、そういう人材育成ができないかというような大きな手法論のところ、目標に対しての手法論というところが進んでいたのも、その目標が変わっていないというところなので、そういったおおむねそういう資すること、それに資するようなアイデアというところはこれからテーマが決まりましたので、しっかりと考えていきたいというふうに考えているところです。まだ具体的にこれはどうだというところのアイデアは、まだまだ出ていないところもございませうけれども、そこはワーキンググループでもしっかりと議論しながら、この目的達成できるような方法というところを具体策というところは考えていきたいというふうに思っています。

○7番（森内哲也君） 議長の裁量に期待します。

結局決めるのは県なので、三宅でこれと言うても、結局、県が首振らんかったら何も進まんみたいなことで、何か塩漬けになりそうやなという危惧があるなと思ひながら、ちょっとこちらの質問は閉じさせていただきます。

次、避難所のことについてなんですけれども、こういったことがあるとちょっと考え、よく理解しておいてもらいたいと思うのは、安全ですよというのと、安心ですよというのは全く違うと思ひております。例えば、こちらでもう安全なので避難所を早く明るうちに帰ってくださいと、安全なんで閉めましたというのは、それはそれで正しい判断かなと思ひんですけれども、一方では、膝下まで水が迫ってきていて、もう雨やんだし、川の水の水位も下がってくるんで安全ですと言われても、いや、私のここの家の前の水は引いているように思ひえないんですけれどもって安心はできないですよ。ですので、やっぱり町としてもそういった方々、安心を担保してほしいというふうなイメージでは思ひます。私のほうもちょっと5時過ぎて、役場に電話することとかも多いんですけれども、そういった場合は当直の方に

電話が行って、担当課はもういるかどうか分かりませんので、ちょっとお待ちくださいみたいな対応になります。ですので、避難所を開設された場合とかには、やはり何かちょっと不安なんですけれどもという電話が当直の方が取るよりも、やっぱり総務になるのか分からないですけれども、担当ですという形で出てくださるほうが安全というより安心にはつながるかなとは思いますが。

私の把握している認識とちょっと違うなと思うのは、但馬出屋敷の地区も現地の巡回をして、現状を把握していたというような回答を先ほどいただきました。それは水が結構来ているけれども、来ているな、でも、引いているなというような、どういった現状を把握されたのかな、どういった現状を把握されたのかなというところなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 担当、何回か回っていただいて、そういった水位が上がっている状況というところは確認をしているところです。また、森内議員、先ほどおっしゃったんですけれども、避難所を開設したから、災対本部解散したわけではなく、職員のほうは必ず警報がなくなるまで待機をしていますので、そこは誤解のないようにしていきたいな、避難所を閉めて全部解散しているわけじゃなくて、その後、巡回であったり、その他の対応というところ、土のうの対応であったりというところ、必要性の対応というところは、職員体制を取りながら対応に当たっているところです。

○議長（辰巳光則君） 今の森内議員の質問で、その当日6月2日の5時以降、5時15分以降の電話対応については、誰か職員が取れたのか。

○総務部長（森本典秀君） 今、町長から回答ありましたように、本部のほうはもちろんその後、もともと夜間体制、各班に分かれて体制はございますので、その班に切り替えてもちろん対応をしております。ほかのときでも、警報のときだけではなく、河川の水位が上がったときにおいても、ある程度の班をしています。この間、先ほどおっしゃっていました台風、8月14日の台風の時にも、1班だけではなく3班の体制で、次の明朝まで体制を維持して対応に当たったということもございますので、その辺は対応できると思います。

○議長（辰巳光則君） 多分それは分かっているけれども、電話対応とかで、もう通常で職員が直接取れるようにしたらどうかというようなことを言われているんですけれども、そこはどうでしょうか。

○総務部長（森本典秀君） そういう体制の場合、もちろん宿直の委託の業者が電話を取るも

のではなく、職員が対応している場合は、優先的に職員が取るようにさせていただいています。もちろん電話の本数もございますので、対応が、宿直の業者の方が取ることもあるとは思いますが、災害対応に当たっているということを宿直の方にももちろん話をしておりますので、その辺は随時対応できている。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 先ほどもちらっと言ったんですが、安全と安心は違うんで、例えば現状を確認されているという話やったんで、水ついているわと、ただ、引いていくやろという確認はされたと理解はしたんですけども、じゃ、そこにいる人にとっては今後どうなるかも分からないんで、一言連絡、どういう形か分からないですけども、これから水引きますんで大丈夫ですよ一言あるだけで、その方とかは安心にはなと思うんで、その辺はやはり三宅町は小さな町なんで、この間も小さい利点生かそうぜという話もあったんで、そこはやっていただきたいなというのは非常に思います。

あと、そういった周辺地域、また、この後でも一般質問、渡辺さん出てくるとは思いますけれども、東但馬かな、あの辺の土地とかも低くて、隣の田原本の土地開発の影響を受けたり、こちらも広陵のすぐ隣なので、こっちの水管理の問題とかも当然出てくるとは思うんで、この間、石見のごみ拾いで水を揚げてあったりして、ああいうのも多分こちらの場合なら、広陵のほうで水を管理とかもされているんで、その辺の他町との連携、ちょっと水引くように水門を開けてくれていますのかという確認とか、そういったことはされたりとかというのはありますか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 農業水門の関係なので、私から答えさせていただきます。

同じく例えば三宅町であれば田原本と上流・下流の関係がありますので、川の上流・下流ということであれば、農業井堰のほうは水位が上がるまでに先に倒していただかないと洪水の危険性があるということで、先日も田原本町のほうから申出がありまして、玉子井堰に係する各4ヶ大字の代表者の方との会合をさせていただきまして、その辺の対応をお願いしますというような田原本町から働きかけがありました。同じく三宅町も今言われた、後ほどの質問にありますけれども、東但馬地区なんですけれども、これが田原本町域の開発が進んだことによって、浸水がしやすくなったという原因もあり得ますので、この辺は各自自治体で上流と下流の水の関係性、強いて言えば、奈良県と大阪府の関係性もあるわけでございまし

て、そこらは連携するべきだというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 今回の但馬出屋敷、広陵のほうとはどうですか、そういった連携とかって災害時にされたりしますか。もう単純に水門を開けてくれてはりますのとか、そういう話ししてほしいなということなんです。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今のところ、そういった、あのとき、この場合を振り返ると、そこはできていなかったかなというところがございます。また、今後、そういうところも含めて必要性があれば、広陵町と、また田原本町、川西町とも連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ちょっとどういう形になっているのか分からないんですけども、例えば、我々三宅町民でこっちの水門を開けたら、広陵の人が困るやんけとかとなったら、また開けられないとかというような問題も当然出てくるのかなとは思うんですけども、やはりちょうど境に当たるところなので、そういったところの連携も、やっぱり個人でちょっと水門開けてよみたいな話は何かおかしいかなとは思いますので、ぜひそういったところもまた検証していただけたらなとは思います。

そうしたら、まだ時間大丈夫ですか。すみません。

先ほど8月14日のことも言うてくれはったんですけども、私、避難の人数がかなり6月と違っているのを確認しているんで、8月14日は10世帯で13人というのは聞いています。6月のときは40世帯で60人と聞いています。この差は何なんやろうと思ったんです。どういった分析されていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） このとき、6月のときにはかなり水位が上がったこと、3つの川自体が水位が上がったこと、寺川も含め、まず寺川から上がってきたんですけども、曾我川のほうでもかなり水位が上昇しました。そのときに、後ほどの回答でもございますが、小柳自治会におかれましては、各自主防との連携で高齢者の避難を優先されるために、地区として声かけを行って、避難所のほうに連れて来ていただいたというところで、そういったところの地域での取組というところも避難者の増大につながっているのかなというふうに思っています。また、小柳につきましては、曾我川が越水すると天井川になって、一番三宅町として

も水害の被害が大きいところということを地域としても認識をされている中で、そういった危険性を判断され、自主的に早い段階で地域ぐるみで避難をされてきた結果かなというふうに感じております。

今回の台風に関しては、水害がなかったので家のほうが安全で、夜中、朝方の台風ということもあったので、暗い中で避難するよりは、家でしっかりと避難していくということで、時間帯のところもあるのかなと、早い段階で明るい段階で避難所は開けましたけれども、そういった朝方、不安な方が来られたというところで、多くの方は台風の被害が近づくときが明朝というところで、様子を見られたのかなというふうに感じております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、最後です。

○7番（森内哲也君） 同じ避難してくださいという指示であったと思います。町としては、危険度は前より今回低いということはないと思うんで、今回、皆さんのそれぞれの避難でこういった形になったとは思うんですけれども、それで、だから、それでいいよということではないと思うんで、そういったところもちょっと理解いただけたらと思うのと、あと気になっているのが、独り暮らしの人でやっぱり避難してはる人が多いんで、アナウンスとかで独り暮らしやったら、皆さん、ここに来てはりますよとかとやると、大体おっちゃん、おばちゃんが年いったら、長生きしてごめんね、迷惑かけるわ、みんなにとかみたいな気持ちもあるんで、何か、大丈夫、大丈夫、来てねとかいうアナウンスもいただけたらなと思っております。すみません、何か、ばっと広がりましたけれども、以上で、じゃ、終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） これで森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

まず、東但馬地区の洪水対策について。

台風の上陸の時期が早まり、24時間降雨量が400ミリに達するような豪雨が増えています。飛鳥川の東沿いで近鉄田原本線の南部に位置する通称東但馬地区については、近隣より土地の高さが低く大雨のときには水につかることがあります。集落の南側には川が流れており、大雨になると飛鳥川に流れ切れない水があふれて内水氾濫の原因になります。

これまでの洪水対策は、このかんでん川が飛鳥川に合流する地点で手動式の水門の上げ下げで流量を調整する。2つ目、かんでん川の集落側に1メートルのコンクリートの堤防が設置されており、危険水位に近づくと開口部に木材をはめて氾濫を防ぐというものでした。また、飛鳥川・曾我川の川底を掘削して、川の流量を増やす工事も継続されています。しかし、隣接する田原本町の土地で再開発が行われて水田が工場に変わり、水田が持っていた保水力が失われて、大雨が降ると東但馬南側のかんでん川に一気に大量の水が集まり、氾濫のリスクが高まっています。

地元の皆さんは、集落南側の川の堤防を2メートルまで高くすること、②田原本町側に遊水地を設置することを求めています。三宅町の土木管理課や奈良県中和土木事務所に相談に行っておられるので、三宅町担当課もご存じの案件です。しかし、この2点は三宅町だけで解決できる問題ではありません。田原本町や奈良県と協議して解決策を探していく必要があります。

そこで質問します。

1、三宅町は、東但馬の現状をどう評価し、どう解決の道を考えているのか。

2、県と田原本町との協議が必要と考えるが、どのように進めていくのか。

次の質問に移ります。

三宅町水道の漏水検査について。

三宅町の水道事業が磯城郡水道企業団に統合される最後の年度、2021年度の決算審査で以下のことが明らかになっていました。料金収入に結びつかない水の量が膨大に増加した。次の部分、数値が1桁違っていましたので修正した内容で質問します。「配水量－有収水量」の数値が、令和2年度6万3,000立方メートルから令和3年度9万2,000立方メートルへ、2万9,000立方メートル、46%増加となり、この結果、営業利益が、令和2年度1,941万円赤字から令和3年度4,314万円赤字へ、2,373万円、122%赤字増となりました。大規模の漏水の可能性があり、その原因として地下水を廃止して県水に一元化した結果、水圧が上昇して脆弱箇所が表面化した可能性も考えられました。

磯城郡水道企業団の管轄に移行しているので、令和4年度以降は調査や改修工事の実施主体は企業団ですが、この問題は三宅町固有の課題であるので、知らぬ存ぜぬでは通りません。金額の大きさから考えても、三宅町としてどう考え、どう関与するのか明確にすべきです。

以下、質問します。

1、三宅町内で発見された漏水に対する工事について、町が補助を実施してきましたが、

その件数を令和4年度分、令和5年度分（7月末まで）をそれぞれ示してください。

2、磯城郡水道企業団の令和4年度決算の三宅町セグメントについて、「配水量－有収水量」と営業利益は令和3年度から改善される見込みがあるのか否かについて、企業団より報告を受けていませんか。

3、町内において漏水調査を実施すると聞いていますが、①その目的と規模、②調査対象（地域や配水管の範囲など）について、三宅町が把握していることについて明らかにしてください。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えします。

まず初めに、東但馬地区の洪水対策についてのご質問にお答えいたします。

奈良県下の平野部における総合的な治水対策としましては、昭和57年8月に大和川大水害が発生したことから大和川流域総合治水対策事業が進められてきました。また、平成29年10月の台風21号により、県下の各市町村において内水氾濫による大規模な浸水被害が発生したことから、奈良県においては河川の水位上昇に伴う内水による床下・床上被害の解消に向け、各河川の対策に必要な貯留施設等を適地に整備していく奈良県平成緊急内水対策事業が平成30年5月に立ち上げられました。その計画においては、貯留施設の整備箇所が示され、三宅町においても議員ご指摘の三宅町但馬地区にある飛鳥川支流のかんでん川が計画候補地とされたところでございます。

そこで、1点目の三宅町は、東但馬の現状をどう評価し、どういう解決の道を考えているのかについてのご質問であります。東但馬の現状につきましては、平成29年10月の浸水被害の状況、また本年6月豪雨による被害状況など、大雨が降った際にはかんでん川が増水し、浸水地域であることと認識しており、本年7月に但馬自治会より内水対策に関する要望をいただいております。

議員ご指摘のとおり、かんでん川上流部の田原本地区において開発が行われたこと、また、気象の変動により集中豪雨が増えていることから、東但馬地区においてはこれまでの記録を超える流水量となっていることと捉えており、過去の流水実績データやこれからの流水見込量を推計しながら、三宅町としても例年実施しております奈良県中和土木事務所に向けた要望について、新たに内水対策である貯留施設の設置の進捗に関して強く要望させていただきたいと考えております。

また、2点目の県と田原本町との協議が必要と考えるが、どのように進めていくのかについてのご質問であります。田原本町の町内の内水対策については、新たに田原本町富本地区に貯留施設の設置を予定されているとお聞きしております。

三宅町としましては、用地取得や工事施工に係る事業費は膨大なものでありますことから、町単独での対応では難しいと考えており、治水対策について奈良県や田原本町との連携を図りつつ、奈良県に対しても、先ほどお答えいたしましたように、要望活動を通じ状況を共有しながら三宅町として実施すべき防災対策、治水対策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

続きまして、水道広域化についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、三宅町で発見された漏水に対する工事について町が補助を実施してきましたが、その件数を令和4年度分、令和5年度分をそれぞれ示してくださいについてから回答させていただきます。

漏水修繕工事に要する費用については、磯城郡水道企業団で全額賄っており、一般会計からの補助はございません。また、磯城郡水道企業団に漏水修繕の件数について確認いたしましたところ、令和4年度は18件、内訳として水道管2件、給水管16件、令和5年度の7月末時点では3件、内訳として給水管3件でございます。

2つ目の磯城郡水道企業団の令和4年度決算の三宅町セグメントについて、「配水量－有収水量」と営業利益は令和3年度から改善される見込みがあるか否かについては、企業団より報告を受けていませんかのご質問でございますが、現時点においては、年度途中であるため、具体的な報告は受けておりませんが、改善するための対策として、町内全域で三宅受水地から各家庭に設置している水道メーターまでの漏水調査を実施中であると報告を受けておりますので、3点目のご質問と併せて回答をさせていただきます。

調査期間中に漏水箇所が発見された箇所については、即時に修繕工事の対応を行っており、先月8月22日には伴堂地区で緊急に漏水修繕工事2か所を実施したと報告を受けております。状況といたしましては、2か所とも水道本管から分岐している給水管の漏水が原因であり、相当量に上っていたとのことでございました。調査の結果として改善効果があったものでございます。なぜ、これまでの調査では発見できなかったのか検証も聞いておりますが、地中の雨水の排水管が漏水箇所にごく近接しており、漏れた水道水がこの排水管に流れ込むことにより、地上や道路面に漏れた水がしみ出すことがなかったため、目視による発見は極めて困難であったとのことでございます。なお、この調査は、令和5年6月23日から令和5年9

月20日までの間で実施されており、町内全域で三宅受水地から各家庭に設置済みの水道メーターまでを対象に調査が進められております。

今後も、三宅町といたしまして磯城郡水道企業団の経営改善の働きかけに努めてまいります。

以上で渡辺議員の一般質問のお答えとさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、再質問。

○6番（渡辺哲久君） まず、1番目の東但馬の洪水対策について質問します。

最初に確認です。貯留施設の設置について県に要望していくということですが、貯留施設、具体的にどんなものを指しているんですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 貯留施設いいますのは、ためるための池でございます。今の県の平成緊急内水対策事業における候補地といたしまして、そのかんでん川の内側、南側には想定はされておるんですが、具体的にどういったものを設置するかというのは、まだないところなので、県のほうにもそういう技術的な支援を得ながら効果的であるのか、議員おっしゃるように、そこだけ対策して効果があるのかも含めまして十分に協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 回答の中にありました田原本町が行おうとしている富本地区の貯留施設の計画ということがありますが、把握できている限りで概要をお示してください。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 具体的にその図面とかを見せていただいたわけではなくて、位置的なものだけなんですけれども、富本の集落から少し北側で、飛鳥川沿いに約2,000平米ですけれども、そういう池ができるんだというふうに聞いております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） では、再質問を進めます。

質問の中でも書きましたけれども、やっぱり田原本の上流の十六面における工場の開発、それほとんどが流通の倉庫ですね、だから全部アスファルトになっていて、明らかに前の水田を埋めてアスファルト化したことによる、貯水量はもうほぼゼロに等しい状況になっているということの影響が大きいということは間違いない、地元の方もそれを一番心配されているという状況でした。

そういう意味では、田原本の開発が要因ということになるわけで、さっきの回答の中でも富本町、富本での池、ため池の造成の計画があるというような意味で、田原本町としても危ない状況になっているという自覚はされていると思うんです。ということで、田原本町とのこの問題をめぐっての、先ほど石見のほうの堰の話は出ましたが、この件について田原本町と協議したというような経過はありませんか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 特にその、今、開発地について、田原本町と話し合ったことはございませんけれども、いずれにしても、その開発される部分には開発基準があつて、大和川の流域対策の部分で、例えば調節池を設置するとかという基準がございます。今でしたら1,000平米の例えば駐車場を増設する場合でも、一部、貯留施設を造らなければならないというのがありますので、一定の基準にはあると思います。その辺は、田原本町のほうの担当のほうと、そこらも含めまして話合いをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） すみません、ちょっと1,000平米云々というところが聞きにくかったのでもう一度お願いします。

○議長（辰巳光則君） もしあれだったらマスク取ってもらって。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいま、その大和川の流域対策なんですけれども、基準のほうもかなり厳しくなっております、特定河川に大和川が指定されて、あの事業についても上乗せの補助とか取れるわけなんですけれども、普通に田んぼを造成して駐車場にするという場合にも、1,000平米になれば、もう既に貯留施設を造らなければならない、水をためなきゃならないという基準もできておりますので、以前よりやはり基準のほうを上乗せされているという現状がございます。

○議長（辰巳光則君） 駐車場の地下にということか。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 貯留の方法につきましては、具体的に私もお答えできないんですけれども、例えば駐車場の中に幾らか勾配をつけて水がたまる方法であるとか、さきの開発であれば、もう完全に調節池となるんですけれども、方法のほうはちょっと私もお答えすることができないんですが、県の基準に基づいて許可がされるというところでございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） さっきお答えいただいた東但馬地区にため池を、隣接地域にため池を造るという、有効な対策だと思います。ただ、東但馬の南側の三宅町の区域内の田んぼというのはかなり狭いエリアで、かんでん川がちょうど東但馬の手前で曲がってこう行くので、どっちかというところ、この曲がったところ、ここから先で水が一挙に増水していくという可能性が高いエリアを、三宅町内の土地だけで、そこにため池をつくることによって賄い切れるかというのは非常に素人考えでも不安に感じます。富本のため池というのは、多分富本の地域を守るためのため池だから、富本の集落近くに造られると思うので、そこで水を引き取ってくれることで、下流に対する影響はよい影響はないことはないですけれども、もし東但馬の南側にため池を造るとしたら、田原本側にも広げたようなもう少し大きなものを造らないと、持ちこたえられないんじゃないかなというような気がするんです。そのところは技術的な判断に、予測と技術的な判断ということになりますので、今お答えは難しいとは思いますが、そういう意味での田原本との協議ということも必要だというふうに思っています。

その点についてはいかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおり、土木の所長との懇談の中でもそういったご意見、三宅町域だけでは厳しいということをお伝えさせていただいて、やはり上流部の対策というところと、また効果的な場所がどこなのかというところ、渡辺議員おっしゃったように、下流の曲がっているところでためることが本当に効果的なのか、上流部でためるほうが効果的ではないかということも、県の技術的なところもしっかりと検討してほしいと、候補地をつくるのは結局対策できないわというところではなくて、やっぱり町単独というよりは、その河川としてしっかりと効果のあるところというところを選定してほしいということは、中和土木の所長との意見交換の中でも、毎回申させていただいているところです。その中で、富本地区、田原本町のほうでされるということで、効果を見ながら町のほうの対策というところで、町域を分けての対策もそうですし、一緒にやったほうがいいという判断になるかというのは、今後の中和土木との協議等もしていけないといけないかな。田原本町と三宅町だけではなく、県ともしっかりとそのあたり連携していくということが必要であるかなというふうに認識をしております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） お金の面でも田原本、三宅が自分たちだけでやっていくのは、事業費がかなり大きくなるので、県との協議というのは不可欠だと思います。今、そういう中和土

木の所長と協議されているということであれば、今回、県に要望されるというふうに聞いていますので、その結果も含めて、今後、田原本、三宅、県での協議の場をつくっていただいて、後戻りがしないように進めていくということでぜひ進めていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） また、そのあたりも含めて、今後の要望の中でしっかりと伝えてまいりたいというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 回答の中にもありますけれども、流水量の過去の流水量の調査とか、今後の推計というのは技術的にどうやるのか私は分かりませんが、それを基にして県や田原本との協議も進めるというふうに回答いただいています。私は、それはとても大切だと思っていて、幸い飛鳥川、かんでん川の飛鳥川の合流地点に県の水位計があるというふうに伺っていますので、そういう過去のデータとかを集積して、やっぱり根拠のある説得力のあるデータを持って交渉していくということで、そういうものを組織的に蓄積していくということが大切ではないかな、ある意味、決め手になるのではないかなというふうに思います。その点については、ぜひ積極的に進めていただいて、地元の人たちにも共有して、こういうふうに根拠があるから、こういう形で進めていきますというふうにお伝えいただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 渡辺議員おっしゃいますように、そのデータというのは大事だと思います。確かにかんでん川と飛鳥川の合流地点には、危機管理型の水位計ということで、下から何センチじゃなくて、天端から何センチというようなのがありますので、データも蓄積はされていると思います。その他、現場の状況も含めまして、かんでん川の上流がどういう接続になっているのかも含めまして、現地調査のほうも進めたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ずっと懸案だった問題ですから、ぜひこの機に前に進めていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。水道の大規模漏水の問題です。

1つ目に、今回、どうしてこの問題が表面化しなかったのかということで、理由が説明さ

れています。原因はもともとあったものなのか、県水に転換して圧力が一定高くなって問題箇所が表面化したのか、もうそこは今となっては分かりませんが、やっぱり心配事としては2か所、大規模な漏水が発見できたということはよかったんですけども、それ以外はないのかというのは、9月末までの調査で全て明らかになるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 確認させてもらいましたところ、もう全域ということです。今の時点で発見できたのはその2か所で、既に修理ができたということです。一番、昨日の電話させていただいて確認したんですが、深夜で一番流量が減るときですね、深夜2時、3時なんですけれども、そのデータをずっと取っていますということでした。そこでは明らかに流量が減っているというのが確認できていますということは聞いております。結果として、その数値的にはまだデータが出ていないですけども、そういう中間報告は聞いております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 効果が出ているということで、よかったと思います。

町民の不安解消するという意味でも確認しておきたいんですが、発見できた今回の調査方法というのは、具体的にこんな形でやっているんだということを説明いただけますか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） すみません、僕らも企業団のほうに聞いたデータにはなるんですが、もちろん現場を歩かれるという部分と、その調査の音聴調査というんですけども、私どもも先日ちょうどJ Aならけん三宅支店の前で調査をしているのを初めてみたんですが、何か箱みたいなものをずっと水道管のところを調査いたしまして、音聴調査をしているというのが主な調査というふうに聞いております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 何でそれを聞いたかという、前、水道企業団の職員さんとの漏水問題で協議というか意見交換をしたときに、なかなか漏水の調査というのは大変で、費用が莫大にかかる。必ず結果が出るとは限らないという、当時の職員さんの話では、数千万は確保しないと駄目でしょうというようなことで、漏水調査に踏み込むかどうか迷っているんですというようなお話がありました。今回、踏み込まれたということなんですが、そういう大きな決断は、やっぱり現場の企業長が最終的には決断されるということにはなると思うんですけども、この件については三宅町固有の問題なので、三宅町としての判断、評価とい

うことも必要になると思うんです。これは水道、今後、全県統合された場合についても同じことですが、企業団に統合された。だから、それについては三宅町は口を挟めないということでは、三宅町の町民に対する安心した水の提供が確保できないということになりかねないので、やっぱり町として状況把握して考えを持って決断して、企業団に働きかけるというサイクルは必要だと思うんです。例えば、さっき言った数千万、漏水調査に数千万かかると、私の考えは現に二千数百万赤字増えているんだから、それは2,000万円かかったとしても、元取れるじゃんというのが私の意見で論議はしていたんですけれども、やっぱりそういうところは、例えば三宅町長が企業長として意見を企業団に伝えるというような過程がないと、なかなか現場の職員だけで数千万の費用の決断をするというのは難しいと思うんです。そういう意味で、一般的な考え方として、今回の問題ということではなくて一般的な考え方として、町長が磯城郡水道企業団に対してどのように関与していくのか、そういう大きな、細かい問題はもう現場で動いているからいいんですけれども、大きな問題が今起きているということを把握して決断して、働きかけていくという、そういうことについては町長としてはどんなふうにお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 三宅町固有とおっしゃいますけれども、やはりこの漏水の問題というところ、老朽化というところが大きな原因で、県内の市町村の大きな課題というふうに認識をしています、そもそも論。今回の企業団の県一本化も含めて、磯城郡企業団になったというところで大きなところで言うと、この老朽化の管をしっかりと更新をしていって、この漏水も含めて対策をしていくという、しっかりとそういう設備投資をしていこうというのが大きな目標でございます。この方針の下、今回漏水対策というところの課題というところ、老朽化しているところでやっぱりこういう課題があるというところで調査に踏み切ったというところもありますし、また、圏域全体の課題ですので、やはりこの1つになることによって、こういった調査、単独ではなかなか費用的に厳しかったところが、スケールメリット、全体統合していく中でのスケールメリットというところも図ってまいれると思いますので、そういった基本的な経営方針、なぜこの企業団、何をしていくかというところを明確にしながら、共通理解は首長していますので、そういったところを併せてしっかりとしていくというところ、また意見としては、コミュニケーションは常に3町のところはいただいていますので、そこについてはしっかりと課題についてのコミュニケーションというのは取らせていただいていると。大きなところで言うと、方向性が一緒なので、そういった決断というところ

は、3人の意思としてもしっかりとコンセンサスを取りながら行っているというところで認識をしていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） やっぱり企業団、要するに水道事業の統合の不安というのは、こういうことなんですよね。こういう問題が起きたときに、もう一旦統合しちゃったら口が出せない。水道の水をどう確保して、安心した質のいい水を提供できるかということについて、統合したらもう町は関与できなくなってしまうんじゃないかという不安を払拭するためにも、今、町長おっしゃったように、統合されたとしても町長として可能な関与は、必要な関与はしていくという姿勢を堅持していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） これで、渡辺哲久君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開は11時45分から再開いたします。

（午前11時 分）

○議長（辰巳光則君） 再開いたします。

（午前11時45分）

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく分けて3点あります。大和平野中央プロジェクト関係と県域水道関係、それから避難指示についてです。

1番、大和平野中央PRで町長は何がしたかったのか？。

三宅町への県立工科大学の設置は、6月12日、山下知事が自らの判断で中止を宣言しました。地元で地権者を中心に説明がされましたが、自らの意思決定を説明する会の域を越えず、翌日の記者会見では、県立工科大学を新設しないという方針に変わりはないと宣言されています。代案として、企業誘致が挙げられていますが、要は、大和平野中央の振興に対して県自身がお金を出して盛り上げる気はないという意思表示にほかならないものだと私は捉えています。

2点質問します。

1、町長は、そもそも今回の大和平野中央プロジェクトで県立大学を誘致するという話を通して、何をなさりたいかったのでしょうか。以前より、大学設置は県の事業であり、町としては土地の取得や周辺の道路を整備することと言われていましたが、それはあくまでも役割分担の話です。今回の問題は、町がそれを通して何をしたいのかが欠落していたことの問題と私は考えます。

2番、地元説明会の中でも、複数の方から、中止の話に関して町から何も話を聞かされていないとの発言がありました。説明会の開催はともかく、広報にしっかりと特集記事を組んで、今、何が起きているのかを伝えることが重要であり、また責務であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次回の広報で、そもそもの事のてんまつ、今後のことを意思表示していただけますか。

2番、県域水道の一体化と広域行政のあり方について。

さて、山下知事は、一連の動きの中で県域水道一体化についても一石を投じられたようです。県域水道一体化は、昨年、荒井前知事の下で一旦の合意を得て、今年度から法定協議会へと協議の場を移し、去る7月21日、第1回に当たる法定協議会が開かれ、幾つかの見直しが入ることになったようです。

4点質問です。

1、今後の見直しで、三宅町として県域一体化のメリット・デメリットも変わってくる可能性が大いにあると思います。これまでの参加の前提条件であった「コンセッション等での民営化は行わない」「水道料金の全県統一」について町長はどのように考えておられますか。

2、今後、法定協議会で協議が進められることになりましたが、法定協議会の内容を議会や住民に伝えるのは、企業団や町の役割、責務になります。法定協議会ごとに町内で説明会を開催していただきたいので、郡企業団にそのように働きかけていただけますか。また、あわせて法定協議会自体の情報公開、傍聴制限の撤廃を進めるよう働きかけていただけますか。

3番、三宅町内で本当に必要な水道インフラの整備は何でしょうか。今年度調査予定の漏水調査、配管の末端などで生じている水道水の濁り、そもそも現状で住民満足は得られているのでしょうか。郡企業団への移行に伴い、事業体制を整え、現状を再認識して事業計画を立てる必要があると思いますが、町長はどのように認識されておられますか。

4、三宅町の水道の今と今後について、知事が代わって一体化についても見直しが入りそうなことも町民の大きな関心事です。広報で特集を組んでお知らせしていただけないでしょうか。

3 番、避難指示について。

6 月の豪雨の際、三宅町は、町内全域の3,500世帯、5,500人に対して避難指示を出しました。数字は当時のニュースからです。避難場所は文化ホール、対象者は5,500人ということになりますが、以下4点質問です。

1、文化ホールの収容人数は何人でしょうか。

2 番、5,500人に対する指示はどのようになされたのでしょうか。私は、スマホの何らかの通知で知ったと記憶しています。

3 番、この処置で本当に避難が必要な人に話が伝わり、本当に避難が必要な人がその指示に従うことができたのでしょうか。

4 番、反省会は開かれていますか。その結果の報告はされていますか。広報を通じて町民に伝わっていますか。

以上、質問です。再質問は、自席でやらさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、大和平野中央P Jで町長は何がしたかったのか？のご質問にお答えいたします。

森内議員のご質問でお答えした内容と重複する部分がございますが、当初、大和平野中央プロジェクトとして、県立工科大学は本プロジェクトの核となる施設として県が整備するものとして、県と町で連携協定を結び進めてきたものでございます。町内における地域経済の発展や雇用創出に向けて潜在能力を有する地域の新たなまちづくりに資するため、その後に大和平野中央田園都市構想へと計画の名称は変更されましたが、引き続き、県と町が県立大学を核としたスタートアップヴィレッジをテーマとしたまちづくりの計画を進めてきたものでございます。

その中で、ハード整備に関わる役割分担として、必要となる周辺の道路拡幅などのインフラ整備は町が担うこととし、町道三宅2号線、三宅5号線の拡幅整備に着手したものでございます。

これまでに大和平野田園都市構想の検討会やコンソーシアム等において様々な意見交換や議論が進められる中、「人材育成と雇用の場の創出」「県内産業の競争力の強化」「Well-being」「デジタル田園都市」「民間と力を合わせて輝かしい大和平野中央を創生する」という目標を掲げ、県と磯城郡3町が取り組んできたことはご承知のとおりでございます。

中止の話に関して町から何も聞かされていないと地元説明会で地権者の方から発言があったとのこと指摘でございますが、議員ご存じのとおり、県立工科大学設置の見直しは山下知事が報道先行でその表明をされたこともあり、6月12日の知事定例記者会見の内容についても、町にも事前に連絡等はございませんでした。

同定例記者会見後は、町担当者宛てに地権者様からのお問合せの声が直接届く中、私が知事に要請し、地権者説明会が開催される運びとなった経緯でございます。県職員と共に町職員が用地交渉・契約を進めてきたことから、町から地権者の皆様への説明がないのはなぜとおっしゃる心情をお持ちであることは理解いたしますが、知事は自ら説明されるという手法を選択され、本町に来られたものでございます。

大和平野中央田園都市構想は、今後、デジタル技術を活用した先進的取組として3つのソフト事業が実施される予定であり、土地利用については、森内議員のご質問でお答えさせていただいたとおり、8月17日、ワーキンググループがキックオフされており、その進捗状況の説明については、議員皆様への周知とともに町民の皆様に向けて情報をお伝えしていくということにおいては、過去のタウンミーティングやまちづくりトークでも、大和平野中央田園都市構想について話題とさせていただき、皆様と対話を行ったこともございます。

今後も丁寧な情報発信と対話に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県域水道の一体化と広域行政のあり方についてのご質問にお答えいたします。

1点目のコンセッション等での民営化を行わない、水道料金の全県統一についてのご質問につきましては、現段階において令和5年2月1日に締結いたしました水道事業等の統合に関する基本協定書に記載のとおりでございます。

2つ目のご質問ですが、法定協議会の議事録については、県のホームページにおいて水道局が資料と併せて公開をしております。第1回法定協議会議事録は、8月25日より掲載されているところでございます。説明会の開催につきましては、磯城郡水道企業団、磯城郡水道企業団議会、各町議会との調整を要するものであると考えております。

法定協議会の傍聴制限の撤廃については、既に報道に公開の上、会議が開催されているところでございまして、傍聴に関する取決めは聞いておりません。

3点目の、三宅町内で本当に必要な水道インフラ整備とは何でしょうかのご質問ですが、渡辺議員のご質問でも回答を申し上げたとおり、緊急には漏水対策に取り組んでいるところでございます。水道事業の広域化の最大の目的である安定供給と料金の抑制、そして持続可能な経営を目的として磯城郡水道企業団を設立しており、県域一体化の協議と並行して、安

全・安心な水道事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の、知事が替わって一体化について等のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、水道の安定供給、とりわけ水道料金がどうなるかについては、住民の皆様の大きな関心事であることは言うまでもございません。将来の水道料金上昇の抑制や、水道インフラの維持更新が広域化の最大の目的でございます。

先月8月25日の知事定例記者会見においても、山下知事は、県域水道一体化について述べられておりますが、より精度の高いシミュレーションの下、水道料金をどういうふうに定めていくかの議論を進める考えであるとの発言があったところでございます。

また、第2回の法定協議会は10月以降との発言もあったところでございました。法定協議会での議論については、県水道局、磯城郡水道企業団からの情報発信はもとより、三宅町行政として丁寧に住民様にお伝えしていくことが重要であることから、ホームページからのリンクを活用したお知らせ等について調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、避難指示についてのご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問の文化ホールの収容人数ですが、1階ホールの床面積が309.6平方メートルに対し、平成28年4月、内閣府から避難所運営ガイドラインでの参考基準であるスフィア基準を参考に、88名程度の収容が可能と考えております。もちろん広域避難場所として指定している三宅小学校においても、体育館の床面積が681.25平方メートルに対し194名程度の収容しか見込めないものであり、森内議員の一般質問でも回答させていただいたとおり、避難指示の発令時は、避難場所に集まることだけが唯一の避難行動であると捉えるものでなく、様々な避難の選択肢のうちの一つとして避難所の開設があるものと考えております。

次に、5,500人に対する指示はどのようになされたのでしょうか、この処置で本当に避難が必要な人に伝わり、本当に避難が必要な人が指示に従うことができたのでしょうかとのご質問ですが、役場からは各自治会長及び各自主防災会への協力依頼や状況等の説明を随時行わせていただいておりますが、午前12時33分に発令した高齢者等避難指示、午後1時30分に発令した町全域に対する避難指示及びその後の避難解除、避難所閉鎖についても、安心・安全メールでの発信や、町ホームページへの掲載とともに、町防災行政無線の活用と国や地方公共団体が災害避難情報を一斉配信することができる緊急速報メールを活用し、なるべく多くの住民の皆様にも素早く情報が伝達できるよう、役場からあらゆる手段を用いて情報発信を行ったものでございます。

特に、小柳地区においては、高齢者等避難指示の段階から自主避難所への避難者の誘導と、避難所での避難者活動の補助を、自治会と自主防災会が連携し対応されていたとも聞いております。

ただ、今回、役場から情報発信した手段は、あくまでも一方的な発信にとどまるものであり、全ての住民の皆様にお伝えできたかどうか判断はできかねます。

最後に、反省会は開かれていますかとのことのご質問ですが、6月2日の後、担当課で災害対応を時系列に整理し、課題抽出を行った後、7月30日の定例の庁議の後に、全部局長並びに防災業務の担当課にて、6月2日大雨による防災対応の振り返り会議を行いました。なお、まず役場内での情報共有を図り、振り返ることを目的としたため、外部への報告はしていません。その会議の中では、時系列に沿った対応の振り返りとともに、線状降水帯が発生した状況下の中での災害対応時の課題整理を行いました。

具体的には、通常勤務中における作業員の確保、本部体制の機能不足、土のう作業を行う箇所適正、避難所への対応、各種団体への協力体制、日頃からの災害対応の準備、職員間の情報共有の在り方、消防団への指示系統、備蓄品の不足等が課題として共有し、今回の経験から様々な課題が改めて浮き彫りになったことで、事前準備とともに職員への研修や初動訓練が重要であると再認識しているところでございます。

最後に、防災における行政の役割は、通常業務がある中でも、住民の皆様の命と財産を守るために最も優先すべきことであることから、今後も住民の皆様の声を聞き、専門的な見地も踏まえながら、防災体制のさらなる強化と災害対応の充実を図り、地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

以上で松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 再質問させていただきます。

この3件を通して、またこれまでの他の方の一般質問も併せて、私、今、住民と町行政の分断が危ぶまれてなりません。正確に町民の声が届いているのか、反省会に町民の声が届いているのか、それ以前に現状の認識を町民と職員の方、同じにしているのか、非常に危ぶんでおります。そういう前提の下で、再質問させていただきます。

まず1件目、大和平野中央プロジェクトで町長は何がしたかったのか。回答をいただきましたが、県が示している目標を述べられているようにしか映りません。町長の意思を伺いたいと思うのですが、再度、町長の意思を簡潔に答えていただけないでしょうか。町長は、こ

の大和平野中央プロジェクトで三宅町をどういうふうにしたかったのか、何を目的としていたのかをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 県のほうでも、県内の雇用創出であったり、また人材育成というところが大きなテーマとしてまず掲げられておりました。それについて町としても賛同させていただいて、連携協定というか協定を結ばせていただいて、役割分担をしながらまちづくりを進めていこうということで進めてきたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 県が言っているから、その賛同してやっているというふうにしかならず聞こえないんですけれども、例えば住民が主体となって、どうしてもこういうことをやりたいんだと、住民の声が十分束になったような形で話が上がっていれば、そう簡単には県が止めにするとは言えなかったと思います。そういう意味で、町長の意思を伺わせていただきましたが、分かりました。

続けて、すみません、質問ですけれども、大和平野中央田園都市構想は、今後デジタル技術を活用した先進的取組として、3つのソフト事業が実施される予定だというふうに伝えられておりますが、申し訳ないです、私あまり認識していなくて、この3つのソフト事業というのを簡潔に説明いただけますか、タイトルだけでも結構ですから。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今のところでございますけれども、3つのプロジェクトが進行しております、1つが、不登校児童が学習交流ができるオンライン空間の構築、それが1つでございます。2つ目が、早期認知症の発見に係るスクリーニング、こちら新しい技術を活用したということで、デジタル技術を活用するというところで、1つ、2つ目のプロジェクトが進行しております。

最後に、これも令和4年度からの継続事業にはなりますけれども、eスポーツによる高齢者の健康増進、こちらのプロジェクト、計3つのプロジェクトが今進んでいる状況でございます。

○議長（辰巳光則君） 不登校、認知症、eスポーツ。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） はい。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

じゃ、この3件は、ともに三宅町の雇用であったり、何か今、町長いろいろ申しておられたものとは直接関係ない項目だというふうに今認識しましたが、その認識でよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そもそも大和平野中央田園都市構想で、先ほども回答させていただきましたが、様々なテーマが掲げられておりました。人材育成と雇用の創出、また県内産業の競争力の強化、Well-beingであったり、デジタルを活用したまちづくり、また福祉のまちづくりとか、議員も協議会のほう、傍聴に来ていただいたと思いますが、様々な大きなテーマがかなりの数出ていた中で、そういった中の1つずつできることからということで、このテーマ自身は変わっておりません。先ほど申したのは、三宅町と県とで連携をしていく覚書をした内容についてのテーマということで、この大和平野中央田園都市構想の大きなテーマとしては変わってはございません。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 今までの話を伺い、これまでのここ数か月の行動も含めて伺っている中で、私はすごく残念に思うところがあります。町長は、もちろん地方分権一括法というのはご存じだろうと思います。国と町は、ともに直接選挙で選ばれる首長がいて、国はちょっと違いますけれども、国や県や町というのは上下関係じゃなくて、町というのは一つの選挙で選ばれて意思を持った事業体であると、県と町は上下関係じゃありませんというような話だと思っていますが、今回の回答、一連の動きを見る中で、どうしても町長の行動が会社の三宅町の支店長だったら話はよく分かるけれども、町の首長として、自分の町の意思を持ってどう行政するかということが非常に欠けているんじゃないのかな。そつなく上位の決定事項をこなすような有能な社員のようにうかがわれました。そうでないことを私は祈りますが、何かあればお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 基本的に県と対等であるということは認識をともにしているところでございます。また、今回、支店長という表現をされましたけれども、県のほうでは知事のほうの権限の中でできること、法的に知事で認められていることをおっしゃっておられます。また、そこを法的に止めることはできないので、知事の責任においてやられる部分というところも多くあるのかなというところで、町としても知事のほうも企業誘致のほうを優先的に民間に売却したいという意向も発言されているところで、やっぱり町としてはそれはおかしいということもしっかりと伝えさせていただいているところです。その中で、知事のほうも

単独で、県単独で勝手にはできないというところの意識も持っていただきながら、町と対話をしながらしっかりと進めていきたいというところまで議論のほうを進めてきたところです。一方的に県が進めているわけではなくて、やはり町からも言うべきことをしっかりと言う中で、今の協議会という形が出てきたというふうにも認識していますので、そういったところでは対等な立場で意見を申させていただいて、対等と認めていただいたゆえに、町に意見も無視することなく今進めていただいているのかなというふうに思っています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 説明会は知事がやったから、私はやる必要がありませんというような感じで受け止めておりますが、両方とも対等な立場である意見を代表するのであれば、町は町の首長として住民に説明する責任があると思います。そういう意味で、質問にも書かせていただきましたが、せめて広報には今までの経緯を含めて、ご自身の意思、町はどう動こうとしていると、協議の結果、それが満額かなえられるかどうかは別としても、町はどういうふうにやろうとしていますということを意思表示していただきたいなと思います。また、あわせて、報告会のような形であったり、対話集会のようなものというのを開くべきだと思います。何かを協議して協定を結びました、町はこういうことを主張していますと、そういう段階であって、せっかくミーモも何かつくられているんだから、場所を取って何人来るか分からないけれども説明するというようなことを続けていっていただきたいなと思います。それが住民と町行政の分断を解消する最大の手段だと思っております。何かございましたら。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 私自身も説明会のほう、知事の横で同席をさせていただいて、しっかりと意見を、住民さんの意見もしっかりとその場で受けさせていただいて、その意見というところを協議の場でも伝えさせていただいたというところでございます。決してほったらかしにしているわけではなくて、その意見をしっかりと受けながら伝えるということをしていきたい、今後もしていきたいというふうに思っています。

また、おっしゃるとおり、これからもまちづくりトーク、タウンミーティング等々は開いていきたいというふうに思っていますので、町としてはそういう対話の機会、今回対話をテーマにした研修会等々、いろいろな住民さん参画の場というところがございます。その中でも意見をしっかりと聞きながら、何ができるのか、町だけではなくて住民さん主体で、先ほど川緒議員の質問の中にも、自分事というキーワードが出ていましたけれども、自分事化する住民さんをいかに増やしながら、まちづくりを進めていくのかということが大切だというふ

うに思っていますので、そういった機会というところはしっかりとつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 3件ともに、3件というのは、次の件も含めて、次の問題も含めて関係することですけれども、引き続きよろしく願いいたします。

県域水道の話に移ります。

まず1点目、コンセッションの民営化は行わない、水道料金の全県統一を前提としますということに対して、基本協定に記載のとおりでございますというのも、誠に他人行儀な話のようにしか聞こえないんですけれども、町長の意味としては、この2件に関してはどのような意思をお持ちですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ここに記載のとおりということで、協定に合意したという時点で、これをしっかりと遵守していくということをしていくことを前提に協定に賛同というか、締結をさせていただいたというところでございますので、これ以上でもこれ以下でもない、今現状においては。これは法定協になりましたので、法的拘束力もある協定になっておりますので、これをベースに議論をしっかりと進めていくことが大事になるかなと。これを前提を変える場合、各議会の議決等々、また必要になってきますので、この前提が変わる場合、町がどうこうというより、やはり協議会としても意見をしっかりと集約していかないといけない場になります。そもそも法定協のこの議決というのは、町議会でも議決を取っていただいたところでございますので、町議会の議員の皆さんの責任においても、今後これを変えていく場合には、審議を願わなければいけないかなという手続になりますので、今現状、皆さんからもこれに賛同いただいたところで、これを遵守していくということが大事だというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） そうですか。

続きまして、結局水道問題というのは、今回、企業団で一体化、郡単位の統合が行われましたけれども、その前は実際は三宅町の職員3人ぐらいとかというので、それに対してこここれから何年かけてどういう補修をして、どういう問題点を抽出して何かしていくというのは、非常に難しいかなと思っておりました。郡単位の統合というのは私は大賛成でした。郡単位の統合した段階で、新たに、新たにというか、振り返って三宅町の水道にどういう問

題点があるのかというのをちゃんと調べて、何を計画的にしていかなくちやいけないのかという動きがされるのかなというふうに思っておりましたが、現段階ではあまりそういうものがないように思われます。水道、ここで書かれている回答の内容では、料金がどうなるかが心配だと、料金がどうなるかというのが、何も住民がどれだけ満足しているかというようなことのヒアリングとかも必要ないし、数字だけ合わせれば計画の出せるようなものですけれども、最終的には水道に関しても、やっぱり住民の皆さんの安心・安全は本来の一番の注意すべきところだと思います。現状、水道の末端で頻繁に水が濁りますというような苦情が水道局にも行っていると思います。来るたびに何か対処されていると思います。そういうふうな状況を町長は今どのように把握されておりますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 水道料金に関しては、住民さんの生活に直結するところでございますので、やはりこの上がるか下がるかという、上がっていくというのは将来的にはコスト、1人当たりのコストというところが上がっていくので、水道料金の上昇というのは避けられないというところですが、やはりその上がっていく中で、生活に影響を及ぼすということが一番大きなところになってきますので、安心・安全も大事ですが、安心・安全を担保して必要なコストをいかに負担していただくかというところもしっかりと議論していただきながら、住民さんの納得というところをしていただく必要があるのかなというふうに考えております。

また、濁りの件に関しましては、町でやっていたときもそうなんですけれども、町内何十か所か、どれを抜くという、末端のところでは水道の職員さんが常に回っていただいて、水抜きをしていただいて濁りが出ないようにという対策をずっとしてくれています。今もずっとしていただいているんですけれども、私自身もその作業について行かせていただいて、こんなところに水を抜く場があるのかというところも学ばせていただいたところでございます。そういったところはしっかりと対応しながら、そこはやはり水道企業団、三宅町の職員さんも出向していますので、よくその場所を知っている水道の職員がほかの町村の職員さんと連携しながら共有して、誰が今後、人は減っていく中で、作業員が減っていく中でも対応できる体制づくりには努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 料金の問題は関係ないと言っているわけじゃなくて、料金の問題はもちろん大変なことだと思います。ただ、料金の問題というのは、一人一人の声を聞かなくて

もちろんと調査することができる、把握することができるような問題です。でも、声を聞かないと対応できないような、把握できないような問題というのが様々いっぱいあると思うんです。例えばこの水が濁った場合、どれぐらいの頻度で濁っているのかというところまで、どう把握されているのか分かりませんが、そういったものが先ほど渡辺議員の質問でもありましたけれども、広域化されて広域化されて、より広域化されていったときに、広域化されても数字は見えます。料金的にどうなるかという話はできますけれども、本当に使っている人が何が困っているのか、何を必要としているのか、そういうことについては広域化されたとしても、細かく目が、例えば町基礎自治体が目を届かせて話を上げていくというような経路がない限りは、やっぱり広域化は問題だと思っております。

そういう意味で、先ほど渡辺議員もおっしゃいましたけれども、広域化に対する懸念の一つとしては、ぱっと数字で見えるものは、それは全部まとめたほうが効率よくなるのかもしれないけれども、本当に一人一人が満足しているのか、どういう問題を感じているのかというのをちゃんと把握できるように、その部分に関しては市町村の役割というのを引き続き持っていていただきたいなと考えておりますが、広域行政、ほかの広域行政も全てです、ごみなんかも消防なんかも、広域になればなるほど、そういう本当にこれで満足なのかなというところは、市町村がやっぱり担う必要があると思うんですけれども、そのことについてどうお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 各種広域行政を進めていますけれども、ごみであったりとか、管理者として立場としてしっかりと言うべきところは言っていく。また、各組合議会というのがございます。組合議会からも、町議会からも選出いただいているところで、議員の皆様方からも意見を届けるというところの仕組みというところはございます。ここは行政と議会両輪になって、三宅町の住民さんの意見を伝えていくということが重要であるというふうに認識しております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ぜひとも行政のほうでもお願いします。

この水道の話で一番最後ですけれども、広報、これなんかも含めてやっぱり広報で特集を組んで、どういう問題が起きているというのを三宅町はやるべきだと思うんです。ホームページという話も回答でございましたが、ホームページからのリンクを活用したお知らせ等について、法定協議会の結果がこういうふうに出ましたというのを、町のホームページにリン

クを張ってこれですよというのだけじゃ、ちょっと話足りないと思うんですけども、ホームページからのリンクを活用したお知らせ等についてと書かれておりますが、ご自身の、ご自身の三宅町自身の意思というのをちゃんと説明して、説明しないことには町民も意見を出せないんで、そういうふうな方向でお願いしたいなと思います。

何かあれば。なければ結構です。

○議長（辰巳光則君） なければ、よろしいですか。あと5分。

○5番（松本 健君） 3件目、避難指示についてです。

もともと確認したかったのは、本当に避難が必要な、必要だと思われる方、本当にこの災害じゃないけれども、この事件に対して不安を感じて、次来たらどうしようと思われている方がどれぐらいおられて、その人たちがまさにどういうことを考えられているのかということ把握する必要があると思います。1回目は仕方ないかもしれないけれども、そういった場合に、今回、振り返り会議というのを行いましたという回答をいただいておりますが、何かちょっとイメージが違うなというふうに感じております。前に但馬出屋敷の話、東但馬の話、そういうところで本当に不安を感じて、この次同じことが起きたらどうしようと、どうなるんだろうというふうに思われている方の声を吸い上げる最も一番いいタイミング、いい時期だと思うんですけども、その反省会というか振り返りの会議というものです、そういう意味で、この振り返り会議というのはあまり目的を達成していないんじゃないかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今まで災害が起こった際に、部局長でなかなか会議もしていなかったというのもございますが、今回は、今、松本議員おっしゃったように、住民さんからのたくさんのご意見を頂戴もちろんしましたので、そのことも踏まえまして会議を行った、振り返りという会議の名称が正しいかどうかは別にしまして、やはりいろいろなご意見をいただいた中で、皆さん全員で共有することも大切だと思いましたので、その辺はいろいろな意見を出し合って、今回はすみません、ちょっと私は体調のほうが悪くて出席はしていませんが、会議のほうを課長に聞きましたら、いろいろな意見がたくさん出て、詳細までは申しませんが、いろいろな意見が出て、やはりこれからの対応に役に立ったという話も聞いておりますので、これからもそういう意見とか、松本議員おっしゃるような意見のいただき方というの、これから検討して考えていかなと思っていますが、とりあえず第一歩目としてそういうことをしながら、災害に強いまちづくりを目指したいと思っています。よろしくお

願います。

○議長（辰巳光則君） 最後になります。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。何もやっていないとは思っていないし、いろいろやったださっているんだろうなと思うんですけども、それでもやっぱり町民と役場が分断されているように感じてなりません。というのは、例えばここでいろいろ声を聞いて、それに対してどうしようというふうなことを役場でも考えているんだよということが、例えば広報で特集を組んで、今回の災害はこうやったけれども、こういう声をいただきました。今度からはこういうふうにしようと思っていますというようなキャッチボールをすることというのが、やっぱり一番重要なんじゃないかなと思っています。そういうことをしていくことで、本当に困っている人の顔が役場から見えているんだよと、住民からも役場に声を上げたらこういうふうなキャッチボールができるんだよというような、こんな小さな町なんだから、この町でできなかったら大きな市じゃできないと思います。そういうところで、住民と町行政の、私を感じる分断のイメージというのを解消していただけるよう、これから励んでいただきたいと、応援しますのでよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 全体的に分断という言葉が使われていますけれども、もうちょっと広報をうまく利用してもらって告知してもらったら、安心・安全も担保できるということで、よりいい意見として聞いておいてもらえたらと思います。

これで、松本 健君の質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

もう12時半近くになっているんですけども、もうしばらくの間、ご協力よろしくお願いいたします。

まず、田園都市構想・水道県域一体化についてであります。

田園都市構想について7月末に県知事と3町長の協議が行われたと報道されています。水道県域一本化については、7月21日に第1回県広域水道企業団設立準備協議会が開かれたと報じられています。議会への報告はどのようになっているのか、町長の所見を伺います。

次に、国民健康保険税の県統一についてですが、令和6年度に国保税率を奈良県は全県を

統一することになっています。三宅町は令和5年度、最高限度額を引き上げましたが、令和6年度まで1年しかありません、1年弱しかありません。現状はどのようになっていますか。統一料金は幾らで、三宅町の場合は金額は幾らになりますか、町長の所見を伺います。

次に、介護保険の改定について、来年から介護保険法の改定が行われます。今までの決算委員会でも指摘してきましたが、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の区分は、現在9段階になっています。これを細分化して、低所得者の介護保険料を下げることはできないのか、町長の所見を伺います。

次に、ごみ袋の料金値上げについて昨年から指摘してきましたが、ごみ袋の作製費とごみ袋の売払い金との差額に開きがあります。ごみ袋の料金は下げて、製作費と売払い額のバランスを取るようにできませんか、町長の所見を伺います。

次に、自衛隊の募集についてであります。

先日、町住民課に自衛隊員の募集について、担当課に以前のように閲覧させているのかと聞いたら、昨年から紙データで渡しているとの返事でした。どこで、どのように変更になったのですか。何歳から何歳までの名簿を提出されているのですか。提出されている資料については、どのような項目になっているのでしょうか。自衛隊への資料提供について、各個人の承諾は得られているのでしょうか。法的な根拠はどのようになっているのか町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、田園都市構想・水道県域一体化についてのご質問にお答えいたします。

大和平野中央田園都市構想に関してのご質問については、さきの森内議員、松本議員のご質問にお答えいたしましたとおりでございます。

今後の展開については、議員皆様、町民の皆様に丁寧な説明に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、水道県域一体化に関してのご質問については、さきの渡辺議員、松本議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

今後の法定協議会での協議が整い、県企業団の設立に当たっては、改めて構成市町村議会での議決が必要となることから、三宅町議会においてその判断を賜ることになりますので、今後も丁寧なご説明を行ってまいりたいと考えております。ご理解とご協力を引き続きお願い

い申し上げたいと思います。

続きまして、国民健康保険税の県統一化についてのご質問にお答えいたします。

平成の市町村合併が進まず、小規模で財政基盤の脆弱な市町村が多い奈良県では、国民健康保険の財政単位を市町村とし続けることによる財政上の構造的課題が顕著であったことから、県内市町村の国民健康保険事業の広域的で効率的な運営の推進を確保するため、また保険料の負担の公平化を図るため、同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じとなる県内保険料水準の統一化を令和6年度の完成予定で段階的に推進してまいりました。

令和6年度の県内保険料水準の統一化に向けて、各市町村は計画的・段階的な保険料改定を実施してきたところでございます。国民健康保険は、医療給付分保険税、後期高齢者医療支援金分保険税、介護納付金分保険税で構成され、それぞれ前年中の所得に応じて負担していただく所得割、国民健康保険の加入者の人数に応じて負担していただく均等割、全世帯に負担していただく平等割の合計で計算いたします。令和4年度時点で奈良県が算定し、公表している令和6年度統一保険税率は、医療分、後期分、介護分に係るそれぞれの税率を合算すると、所得割で14.44%、均等割で5万9,400円、平等割で2万8,400円となります。これは、令和5年度における三宅町の当該税率と比較すると、所得割で1.98%の増率、均等割で1万400円の増額、平等割で4,400円の増額となります。

今後の国保制度を持続可能なものとし、長期的な被保険者負担の上昇を抑えるためには、これまでの市町村域から県域へと地域保険としての国保の運営規模を拡大する必要があり、広域的な国保財源の安定化に資するための被保険者負担にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、介護保険の改定についてのご質問にお答えいたします。

介護保険制度では、地域の介護サービスのニーズの実情に合わせやすいよう、運営主体は市町村とされています。その中で介護保険料は、介護サービスに係る費用などに応じて市町村ごとに基準額を決定いたします。三宅町第8期介護保険事業計画においては、第1号被保険者の負担割合を23%に設定し、ご負担いただく介護保険料は所得段階に応じ、厚生労働省が基準とする9段階で設定しているところでございます。

現在、令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画策定に着手しています。今後は、介護保険事業計画等策定委員会の中でご意見を伺いながら、来年度以降の介護保険料基準額や所得段階について、国の制度改正や他団体の動向を注視しつつ、総合的に協議・検討して

まいります。

続きまして、ゴミ袋の料金値下げをのご質問にお答えいたします。

ゴミ袋の料金については、ゴミ処理を行うための運搬収集に係る経費を含め、廃棄物処理に要する費用の一部を手数料として排出者である町民の皆様から、排出量に応じた一部の負担をお願いしているところでございます。

町といたしましては、令和7年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合での新ゴミ処理施設の稼働を契機とし、さらにゴミ分別によるゴミ削減を推し進めていきたいと考えております。ゴミを分別することは、ただ単にゴミの量を減らすだけでなく、再資源化することで私たちの暮らす環境を守っていくことにも直接つながっているものと考えております。その取組の一環として、去る8月19日には、プラスチックゴミをテーマとしたゴミ分別講演会・ゴミ減量推進ワークショップを開催し、町民の皆様との意見交換を行ったところでございます。また、来年1月27日には紙をテーマとしたゴミ分別講習会・ゴミ減量推進ワークショップを予定しております。

今後も、町民皆様との対話を重ねながら、ゴミの削減、ゴミの資源化を進めるための手数料見直しを含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、自衛隊の募集についてのご質問にお答えいたします。

まず、どこで、どのようにして変更になったのか、法的な根拠はどのようになっているかにつきましては、令和3年度までは他の機関と同様に、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の閲覧申請に応じ、自衛隊員が閲覧、募集対象者の氏名・住所・性別及び生年月日を書き写すことにより、募集対象者情報の提供を行ってまいりました。

しかし、令和3年2月5日付、防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長の連名で、自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についての通知が発出され、自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と通知されており、その通知には、住民基本台帳法を所管する総務省との間でも、自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳法との関係において問題となることはない確認されております。

また、個人情報の保護に関する法律第69条第1項に、法令に基づく場合は提供することができる旨規定されており、本件については、法令に基づき提供するものである適正な情報提

供と考えております。

次に、何歳から何歳までの名簿を提出しているのか、資料はどのような項目になっているかにつきましては、令和4年度三宅町に住民登録をされている日本国籍の方で、平成13年4月2日から平成14年4月1日の間に生まれた方及び平成17年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた方で、住民基本台帳より適齢者の氏名、住所、生年月日、性別の一覧を紙媒体で提供しております。

最後に、自衛隊への資料提出について各個人の承諾は得られているのかについては、承諾が必須ではないですが、自衛隊への情報を希望されない方もおられるかもしれないことから、情報提供の在り方については今後の検討課題だと考えております。

以上で池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、田園都市構想あるいは水道一本化の件についてですけれども、7月に県とのそれぞれの会議が行われて、その後、約2か月間、議会へは何も報告も何もされていないというのが実情なんです。実際はその間に対しても、議員の全員協議会なり、あるいは議員の勉強会なりにも行っているわけですから、そういう場を通じて県とのそういう話合いが行われているという状況を説明してもらえば、一般質問で議員の質問をしなければ全然議員が分からないということではないと思うんですよ。もっと以前に町として、議会としてもそうなんですけれども、そういう場を設けて議員にそれぞれの県とのそういう接触について説明していくということが求められるんじゃないかなと思うんですけれども、こういうことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 情報共有を図ってまいりたいということなんですけれども、いつも今後については、その県とのそういう接触があった場合については、すぐにできるだけ早く議員にもその場の説明をしていただきたいと思います。そして、その中で7月に石見地区で地権者などに説明があったんですけれども、地元説明が行われたんですけれども、やっぱりこの問題については全住民を対象とした説明会を行う必要があるんじゃないかと、今までの議員の質問でもあったんですけれども、そこがやっぱり抜けているんじゃないかというふうに思うんです。全住民を対象として、こういうこと、知事が替わってこういうふうに変更にな

ったと、そこで町としては具体的にどういう方向を今後目指していくんだということを説明して、住民にも納得してもらう必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 見直しについては、私どもも知事の記者会見で知ったところでございます。また、そこからどういうふうにしていくかというのは、今後、検討していかないといけませんので、今日も含めて、いただいたご意見も参考にしながら、町としてどうしていくか、県のほうともテーマが決まりましたので、そのテーマに沿って何が必要かというところは、今後、考えていきながら発信のほうに努めてまいりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 全町に対しての説明会とかは。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど回答させていただいたとおり、タウンミーティングやまちづくりトーク、様々な機会を通じてその辺の情報、意見交換もさせていただきたいと思っています。また、県のほうの事業でございます、県の主体、見直し自体の主体は県でございますので、そこは県の説明責任というところがあるかなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） タウンミーティングとかいろいろ町の企画する中で、その説明をしていくということなんですけれども、やっぱり町のほうから何でこういうことになっているのかと、石見地区のそういう人たちに、関係者だけに説明するのではなしに、三宅町住民に対して全住民に対して対象とした説明会を行うという、行えということを、県の知事のほうに要請していくということが求められるんじゃないかというふうに思うんです。それを抜きにして、住民自身が納得したということにはならないというふうに思うんです。

そこで、今までの田園都市構想あるいは水道の県一本化について、今までだったら国からの交付金があるというふうに聞いていたわけです。水道のほうについて言えば、老朽管の布設を行うために今年は調査していくと、企業団で調査していくということが言われて、その計画は進められていると思うんですけども、そういうことについて国からの交付金とか、そういうことについてはどのように変わっていくのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今年度につきましては、三宅町内において連絡管の整備というところを進めさせていただいているところでございます。国の補助につきましては、今、磯城郡企

業団で広域化を図っていますので、この間にはしっかりと国の補助というところがあります。また、県の補助も奈良モデルとして予算化をされているところでございます。今後、法定協議会で、いつ一本化、経営統合できるかというところにはかかってくるんですけれども、国のほうでは令和8年度から10年間というところで定められていて、法定化、経営統合が後ろに行けば行くほど、補助の期間というところは短くなるものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 石見の自治会の説明会の中でも、知事は報告されていたんですけども、用地の草刈りについてであります。この用地について草刈りは、今、田が稲穂を出してきているという状況の中で、草刈りができない状況になっているんじゃないかというふうに思われます。そして、 の周りではイタチなどの被害が出る可能性があるということも地元説明会でも要望がありました。専決処分でも補正で計上されていますけれども、この草刈りについてはどのようにしていくのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 私からお答えさせていただきます。

草刈り、今、議員おっしゃられたように、専決処分のほうで予算のほうを計上させていただきまして、県から予算を頂いて町が一旦受託をしまして、石見の耕地組合のほうで実施していただいております。状況につきましては、耕地組合のほうで随時回覧というか、巡視していただいて、必要な部分の実施をしたところでありまして、8月のお盆ぐらいには一度実施をしていますので、高い草は全てなくなっていると思います。続きまして9月の中旬から下旬には実施していただくように、町も入りまして調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど 議員の になるんですけれども、町全体の意見は、説明会で意見を求めているかどうかというところなんですけれども、その意見も大事とは思っていますけれども、今、私のところに届いている声としては様々な意見が届いております、既に。その中でやはり大学が必要ないんじゃないかという意見もかなり多く届いているというところもご報告させていただきたいな、大学は必要だという意見もありますし、町内全域になると大学は必要なかった、別のものがいいという意見も届いているということのを併せてご報告させていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 引き続いて、国保の問題について再質問したいと思います。

先ほどの町長の説明で、6年度に統一保険料になるということで、所得割で14.44%、均等割で5万9,400円、平等割で2万8,400円となりますということで、先ほども金額は言われましたけれども、それぞれの所得割が1.98%、約2%が増額になると、そして均等割、平等割で1万4,800円が金額として、それぞれの家庭にのしかかってくるという答弁であります。これで約1万5,000円以上が各家庭が値上がりするという、そういう確認でいいですね。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 一応6年度につきましては、今の概算という形になるんですけれども、県のほうで示している部分はその額の上がりになると思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今確認したとおり、約1万5,000円がそれぞれの世帯に保険料の値上がりになるということであります。そして、今まで国保会計については基金の残高が令和4年度で8,747万円というふうになっているわけであります。この基金の使い道について、今後どのようにしていくんでしょうか、住民に還元していくというのが実際の話ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 国民健康保険税の財政調整基金の取扱いについては、どこでも保険料を引き下げるという形の目的で繰り出しは認めておられない、認められないというような形になっておりますので、今後、活用については特定健診の受診率の向上についてとか、保健事業の充実、保険者の健康保持と健康の増進、医療費の適正化、そちらのほうの事業に充てていきたいと考えております。具体的には、介護保険の運営協議会などでまた議論を進めてまいりたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁の中で、具体的には介護保険というふうに聞こえたんですけれども、国民健康保険協議会ではないですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） すみません、介護保険ではなしに、国民健康保険の運営協議会です。訂正させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君）　そういうことで、基金もこれだけあるということを住民に明らかにして、それを一刻も早く、これについてはそういう使い道もあると思うんですけれども、住民に還元していくということが求められるのではないかなというふうに思います。

次に、先日の資料請求でも明らかになったんですけれども、燃えるごみ袋製作は3種類で、ごみ袋の製作費は燃えるごみでは3種類、リサイクルでは2種類、飲料缶は1種類、不燃物は2種類というふうになっています。平成29年度でその製作費と住民に対する売払い金額の差額を見てみたら、822万円、30年度で730万円、令和元年度で759万円、令和2年度で887万円、令和3年度で830万円、令和4年度で653万円となっています。現在、燃えるごみの価格は400円、300円、150円の3種類、リサイクルは300円と150円、飲料缶は200円、不燃物は300円と150円の2種類となっています。このごみ袋の売払い利益が出ているのが実態です。この実態を踏まえた上で、ごみ袋の売払い額の引下げを検討できないでしょうか。

○議長（辰巳光則君）　岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君）　今の確かに作製費と売払いの金額については、議員が今おっしゃられたとおりなんですけど、売払いではなくて、行政手数料としてごみ袋を買っていただいていますので、その分が一部負担というふうに考えております。先日の8月19日のごみ減量ワークショップなんですけれども、池田議員も自治会長としておいでになられたというふうに聞いているのですが、その中でもリサイクルを進める上におきまして、資源ごみの回収の手数料のほうを無償化していくような話もさせていただいて、これから次回の紙ごみについてのワークショップもさせていただきながら、皆さんのご意見を取りまとめたというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君）　池田議員。

○9番（池田年夫君）　ごみ袋なんですけれども、実際に今のごみを減量するために、ごみ袋を作って買ってもらって、減量化させていくということで始まったんだと思います。このごみの減量では、焼却炉のない自治体もあるわけでありまして。鹿児島県の志布志市と大崎町、私の知っているところでは、大崎町ではあるんですけれども、ごみは焼却や埋立てをするのではなくして、リサイクルを基本にして考えるべきではないでしょうか。

○議長（辰巳光則君）　これ質問ですね。リサイクルも考えて……

○9番（池田年夫君）　もっとやるようにせいという。

○議長（辰巳光則君）　回答、岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君）　ご指摘のとおりでございます。その辺も含めまして、

リサイクルの推進につきまして、今こういうような勉強会というか、ワークショップなり、講演会もさせてもらっています。自治会等の資源ごみの回収というのもどんどん進めていただいております、現在、助成金のほうで1キロ当たり5円というふうなことで、紙ごみでありますとか、古着ですね、回収していただいているところですので、この辺の取組というのもどんどん進めていただくように、啓発のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 次に、自衛隊の問題に移りたいと思います。

住民基本台帳法第11条では、応募に関する事務に必要な部分の写しを自衛隊に閲覧させることはできるわけでありませうけれども、自衛隊が電子ベースや紙ベースで提供することは認めていないのではないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 先ほどの町長からの回答でもありましたように、自衛隊法施行令第120条に、法務大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると定められており、この法令を根拠としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 防衛大臣じゃなしに法務大臣。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 防衛大臣です。

○議長（辰巳光則君） 防衛大臣が正しい。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 一応、防衛大臣などの通達で、一応各自治体の長が出せることができるということなんですけれども、答弁の中でも自衛官人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長の名で、自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についての通知が各都道府県市区町村担当部長宛てに令和3年2月5日付で出されています。この通知では、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えますというふうに言っているわけでありませう。あくまでも技術的助言であり、必ず従う必要性はないのではありませうか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 先ほど回答させてもらった回答と少しかぶってくるんですが、

基本的には自衛隊法施行令第120条を根拠としまして、防衛省、法務省連名による課長通知の中での住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務というものに該当することから、特段の問題は生じるものではない見解も示されており、適正な情報提供と考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 自衛隊法だけを見て、住民基本台帳法だけを見たら、そういうことになると思うんですけども、個人情報保護法の関係から言えば、自衛隊だけでなく何らかの名簿を使って勧誘など案内が来たら拒否する権利があるわけであります。町のホームページ等で当該者は自衛隊から募集の案内が来ても、拒否する権利があることを知らせる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） すみません、自衛官の募集の受託事務の担当をしています私のほうからご回答させていただきます。

本町では、今、池田議員おっしゃった対応につきまして要綱等は今のところ未整備でございます。もちろん情報提供を希望しない方へ、個人情報の利用停止を請求する権利はあるものとももちろん考えておりますので、今後、提供を希望されない方への対応、すなわち提供の除外申請の手続につきましても、なるべく早く対応できるよう準備してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） もう既にこの住民への通知では、北九州市などではホームページに掲載し、こういう権利があるんですよということを全住民が分かるようになっていきます。自衛隊に名簿を提出するしかないのでは、あくまでもこれについては市町村で決定するものであって、外部からの指示で動くものではないのではないかとということを含めて発言して、一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） これで池田年夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

なお、あす7日より21日までは特別委員会並びに各常任委員会開会のため休会とし、9月

22日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託しました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 0時59分)

令和5年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和5年9月22日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康子ども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	田 中 修 三	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	内 野 孝 彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	松 本 健	6 番 議 員	渡 辺 哲 久
---------	-------	---------	---------

令和5年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和5年 9月22日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告

(1) 決算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設常任委員会委員長報告

(3) 福祉文教常任委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和5年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る9月6日の本会議において、決算審査特別委員会並びに常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月7日と8日、いずれも午前9時30分より開会されました、決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、久保憲史君。

○決算審査特別委員会委員長（久保憲史君） 去る9月4日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、6日に当委員会に審査付託を受けました令和4年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかどうかに関点を置き、去る7日と8日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過及び結果についてご報告申し上げます。

最初に、財政健全化法に係る健全化判断比率の報告についてですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率及び将来負担比率については該当がなく、実質公債費比率については、早期健全化基準を下回っています。公営企業会計に係る資金不足比率の報告については、該当がありませんでした。

次に、令和4年度三宅町一般会計決算についてでございます。歳入決算額は42億8,820万7,091円で、歳出決算額は40億2,932万72円で、歳入歳出差引額は2億5,888万6,719円となっ

ています。

なお、歳入歳出差引額から次年度に繰り越す事業として、デジタル技術を活用した情報発信力事業八軒家解体工事設計業務委託事業、町議会議員選挙事業、三宅1号線道路整備事業、道路維持事業、大和平野中央プロジェクト推進事業及び感染症対策事業に係る一般財源である、繰越明許繰越金4,934万5,000円を除いた2億954万1,719円を、実質支出である会計剰余金に繰越金として繰越しされています。

次に、歳入についてでございます。

歳入は、予算現額44億2,717万4,000円に対し、歳入決算額は42億8,820万7,091円、不納欠損額が26万8,832円、収入未済額が1,245万7,475円となっています。

次に、歳入の内容についてでございます。

款1町税については、町民税で2億9,683万8,639円、固定資産税で2億3,791万1,160円、軽自動車税で2,183万3,500円、町たばこ税で3,090万1,850円で、合わせて5億9,561万5,150円となり、徴収率が99.6%、収入決算額に占める割合が13.9%となっています。

款2地方譲与税については、自動車重量譲与税で1,576万8,000円、地方揮発油譲与税で526万7,000円、森林環境譲与税で67万2,000円、合わせて2,170万7,000円となります。歳入決算額に占める割合は0.5%となっています。

款3利子割交付金から款9地方特例交付金までの各交付金については、地方消費税交付金1億3,289万8,000円をはじめとし、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人事業税、環境性能割及び特例交付金で2,828万9,773円、合わせて1億6,118万7,773円となります。歳入決算額に占める割合は3.8%となっています。

款10地方交付税については、普通交付税17億1,619万3,000円、特別交付税で3億1,269万9,000円、合わせて20億2,889万2,000円となり、歳入決算に占める割合は47.3%となっています。

款12分担金及び負担金については、中学校普通交付税負担金をはじめとして、3号認定保育料、1号・2号認定給食費及び小学校及び中学校給食負担金などを含め6,824円となり、歳入決算額に占める割合が1.6%となっています。

款13使用料及び手数料については、町営住宅使用料をはじめとし、Mi i Mo貸室使用料及び道路占用料などの使用料で2,278万754円、ごみ袋売払い手数料をはじめとして廃棄物処理手数料、戸籍住民基本台帳及び税務証明事務手数料などの手数料で1,805万4,170円、合わせて4,083万4,094円となり、歳入決算額に占める割合が1.0%となっています。

款14国庫支出金及び款15県支出金については、障害者自立支援給付費国庫負担金をはじめとし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、児童手当交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る国庫負担金、接種体制確保事業に係る国庫補助金、住民税非課税世帯臨時特別給付事業及び事務費補助金、価格高騰緊急支援給付金事業及び事務費補助金、道路メンテナンス事業、社会資本整備事業、三宅1号線道路整備事業、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び子ども・子育て支援などの国庫支出金で6億2,965万5,500円、障害者自立支援給付金等、県費負担金をはじめとし、国民健康保険基盤安定負担金、保険税軽減及び保険者支援分、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、児童手当負担金、

事業委託金などの県支出金で1億7,430万7,598円、合わせて8億396万3,093円となり、歳入決算額に占める割合は18.7%となっています。

款16財産収入については、財産貸付収入で169万7,670円、利子及び配当金で195万3,628円、土地売払い収入で43万、合わせて408万1,298円となり、歳入決算額に占める割合は0.1%となっています。

款17寄附金については、ふるさと納税で3,027万5,000円、企業版ふるさと納税で100万円、一般寄附金で3万円、合わせて3,130万5,000円となり、歳入決算額に占める割合は0.7%となっています。

款18繰入金については、公債償還基金繰入金をはじめとし、地域振興基金繰入金、ふるさと納税基金活用事業繰入金、公共施設整備基金繰入金及び森林環境譲与税基金活用事業繰入金で3,531万7,773円となり、歳入決算額に占める割合は0.8%となっています。

款19繰越金については、前年度歳計剰余金繰越金で2億2,464万5,842円、繰越明許繰越金で73万円、合わせて2億2,537万5,842円となり、歳入決算額に占める割合は5.3%となっています。

款20諸収入については、式下中学校分担金返還金、後期高齢者医療給付金市町村負担金精算金、奈良県市町村振興協会市町村交付金、後期高齢者特別調整交付金、令和3年度下水道事業会計返還金及び車両売却収入などの雑入で5,426万9,438円、公有財産使用料で414万4,780円、物品売払い収入で108万1,634円、助成事業助成金で490万円、広告収入などで272万9,930円、合わせて6,515万9,993円となり、歳入決算額に占める割合が1.5%となっています。

款21町債については、過疎対策事業債で1億6,550万円、臨時財政対策債で2,656万7,000円、地域活性化事業債で290万円、一般会計出資債で320万円、緊急浚渫事業債で860万円、

合わせて2億676万7,000円となり、歳入決算額に占める割合が4.8%となっています。

次に、歳出についてでございます。

歳出は、予算現額44億2,717万4,000円に対し、支出済額が40億2,932万372円であるが、翌年度繰越額が1億2,391万2,000円があるため、不用額は2億7,394万1,628円となっており、予算額に対する執行率は91.0%となっています。

次に、歳出の目的別内訳についてでございます。

款1 議会費については6,136万7,858円となり、前年と比較して50万4,608円の減少となっております。歳出決算額に占める割合は1.5%となっています。

款2 総務費については、総務管理費をはじめとし、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費及び監査委員費で8億4,257万3,504円となり、前年度と比較して2億7,147万8,881円の減少となっており、歳出決算額に占める割合は20.9%となっています。

款3 民生費については、社会福祉費及び児童福祉費で12億8,520万5,076円となり、前年度と比較して2,705万3,882円の減少となっており、歳出決算額に占める割合は31.9%となっています。

款4 衛生費については、保健衛生費をはじめとし、清掃費、上水道費で2億9,204万8,727円となり、前年度と比較して437万2,166円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は7.2%となっています。

款6 農林水産業費については、農業費及び林業費で4,250万2,460円となり、前年度と比較して131万936円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は1.1%となっています。

款7 商工費については、1億1,869万5,475円となり、前年度と比較して4,485万2,943円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は2.9%となっています。

款8 土木費については、土木総務費をはじめとし、道路橋梁費、都市計画費、まちづくり費及び住宅費で5億4,084万1,395円となり、前年度と比較して5,796万2,682円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は13.4%となっています。

款9 消防費については、1億5,859万1,941円となり、前年度と比較して2,118万5,002円の減少となっており、歳出決算額に占める割合3.9%となっています。

款10 教育費については、教育総務費をはじめとし、小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費及び保健体育費で2億7,873万8,086円となり、前年度と比較して5,262万4,832円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は6.9%となっています。

款12 公債費については、4億875万5,846円となり、前年度と比較して1,981万6,145円の増

加となっております。歳出決算額に占める割合は10.1%となっております。

次に、歳出の性質別内訳についてでございます。

人件費については、8億8,405万1,000円となり、前年度と比較して1,682万7,000円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は22.0%となっております。

物件費については、総務費として、一般管理費、文書広報費、財産管理費、企画費、交流まちづくりセンター費、徴税費、戸籍住民基本台帳費及び各選挙費等、民生費として、社会福祉総務費、児童福祉費、幼稚園費、放課後児童健全育成事業費、衛生費として、保健衛生総務費及び清掃総務費等、農林水産業費として農地費等、商工費として商工振興費、土木費として、土木総務費、道路維持費、公園費及び住宅管理費等、消防費として、消防総務費、非常備消防費、教育費として、学校管理費、学校給食費、社会教育総務費、社会教育施設費、文化財保護費、保健体育総務費及び体育施設等、5億9,810万1,000円となり、前年度と比較して653万円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は18.0%となっております。

維持補修費については、町営住宅等維持補修費、舞台吊物昇降装置改修代等として1,791万円となり、前年度と比較して1,001万4,000円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は0.4%となっております。

扶助費については、障害介護及び障害児童給付金、心身及び精神障害者医療助成金、老人保護措置費、子ども医療費助成金、児童手当等として4億4,642万9,000円となり、前年度と比較して8,613万6,000円の減少となっており、歳出決算額に占める割合は9.1%となっております。

補助費等については、退職手当組合負担金、後期高齢者医療給付負担金、国保中央病院負担金、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金、奈良県広域消防組合負担金、式下中学校組合負担金、移住定住促進事業補助金、三宅町社会福祉協議会運営補助金、高齢者地域活動推進事業補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、価格高騰緊急支援給付金、子育て世帯臨時特別給付金等となり、前年度と比較して2億1,074万5,000円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は14.9%となっております。

普通建設事業費については、三宅1号線道路整備事業、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業などに対する投資的事業費として2億6,343万1,000円となり、前年度と比較して9,757万1,000円の減少となっており、歳出決算額に占める割合は6.5%となっております。

公債費については、町債の借入れに伴う元金及び利子として4,875万6,000円となり、前年

度と比較して1,981万6,000円の増加となっており、歳出決算額に占める割合は10.1%となっています。

積立金については、財政調整基金、公債償還基金、公共施設等整備基金、ふるさと納税基金及び小学校施設整備基金等とし、3億4,829万円となり、前年度と比較して2,721万円の減少となっており、歳出決算額に占める割合は8.6%となっています。

投資及び出資金・貸付金については、磯城郡水道企業団に対する出資金として320万円となり、前年度と比較して600万円の減少となっており、歳出決算額に占める割合は0.1%となっています。

繰出金については、各特別会計及び下水道事業会計に対する繰出金として3億3,598万9,000円となり、前年度と比較して1億8,629万8,000円の減少となっており、歳出決算額に占める割合は8.3%となっています。

次に、総務建設部局に対する審査結果について申し上げます。

みやけイノベーション推進部関係では、教育負担金において、式下中学校普通交付金の増減について、総務使用料において、Mi i Moに対する使用料が増加しているが、町内・町外の割合についてを、また関連として、町外割合の分析についてを、総務補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と三宅まちづくりパートナーシップ事業の関連性についてを、総務委託金において、「県民だより奈良」配布委託金額の内容についてを、また関連して、配布部数の増減についてを、今後、全世帯に配布可能な体制づくりについてを、一般管理費においては、財政関係電算費用の内容についてを、また関連して、当該費用の効果についてを、きめ細やかな情報発信事業において、広報、号外、チラシデザイン委託料につき、委託することの是非についてを、また関連して、当該事業の評価についてを、財政広報費において、当該事業のみならず、様々な広報においてQRコードを利用したアンケートを行うことについてを、公共施設等管理費において、公共施設等整備基金積立金の内容についてを、地域公共交通事業において、地域公共交通事業タクシー券の使用枚数の増減理由についてを、また関連して、今後の検討の有無についてを、移住定住促進事業において、移住定住促進事業補助金受給者に対するヒアリング等の調査の有無についてを、また関連して、受給者の転入前住所についてを、あと、転出者に対するアンケートの取組についてを、まちづくり協働推進事業において、タウンミーティング、まちづくりトーク等に対する効果検証についてを、外部人材活用事業において、外部人材アドバイザー委託料の委託先と委託内容についてを、また関連して、その成果についてを、DX推進事業において、ファ

イリングシステムの進捗状況とその成果についてを、交流まちづくりセンター運営費において、先進地視察の場所と人数についてを、運営委員会負担金の支出に関する取扱いについてを、また関連して、当該負担金に対する決算に係る審議についてを、あと当該負担金の確定及び支出時期についてを、財政調整基金積立金において、当該積立金におけるとその判断についてを、また関連して、当該積立金に関わる目安と上限の有無についてを、ふるさと納税推進事業において、当該事業の評価についてを、また関連して、今後のふるさと納税推進事業に対する目標等についてを、あと三宅町のふるさと納税寄附者数についてを、水稻病虫害防除展示圃事業において、当該事業の廃止時期についてを、また関連して、面積的な制約の有無についてを、林業振興費において、森林環境譲与税基金積立金につき今後の事業計画についてを、ビジネスサポート事業において、ビジネスサポートセンターの利用回数の増減に伴う負担金変更の有無についてを、また関連して、当該センターを利用する利用者の負担金の有無についてを、あと受益者負担の取扱いについてを、消費喚起支援事業において、当該事業における事業者から換金請求手続における回数についてを、また関連して、当該事業の執行状況についてを、総務部関係では、総務補助金において、デジタル田園都市国家構想推進交付金の事業内容と進捗状況についてを、文書広報費において、例規執務サポートシステム業務委託料の実績についてを、また関連して、当該システム使用料の取扱いについてを、あと町ホームページ、当該システムを利用する際、附則も閲覧可能とすることについてを、財産管理費において、全部署の公用車を管理しているのかについてを、庁舎北側駐車場土地賃借料について、当該土地の購入検討の有無についてを、また関連して、当該駐車場に係る経費についてを、公共施設等管理費において、旧上但馬保育所駐車場増設工事につきその理由についてを、公共施設敷地管理委託料につき当該各施設における今後の取扱いについてを、あざさ苑の音声用スイッチ設定変更業務において、本庁舎と連絡可能なシステムかどうかを、また関連して、災害に際して連絡が可能かどうかについてを、あと、あざさ苑の今後の取扱いについてを、外部人材登用事業において、大和平野中央スーパーシティ構想政策顧問委託料につき今後の当該予算の有無についてを、参議院議員選挙において、当該人件費に係る取扱いについてを、また関連して、管理職の選挙事務に対する人件費の取扱いについてを、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、今年度の実施回数についてを、また関連して、当該補助金以外の補助金の有無についてを、災害に強いまちづくり事業において、防災備蓄品購入代について当該備蓄品の確保についてを、また関連して、期限の迫った防災備蓄品の有効利用についてを、町税において、非課税世帯数についてを、執行停止の

内容についてを、収入未済額に対する今後の対策についてを、町税の増減理由についてを、また関連して、固定資産税と法人町民税の増加要因の確認についてを、滞納処分において、差押えのインターネット公売に伴う滞納処分費につき過去の実績についてを、まちづくり推進部関係では、三宅1号線道路整備事業において、三宅町現場技術業務につき当該業務に対する町の方針についてを、また関連して、町職員の採用についてを、三河橋詳細設計業務の進捗状況についてを、企業立地促進事業について、企業立地奨励金の制度内容と交付状況についてを、また関連して、当該奨励金の交付時期についてを、あと制度に対して、町独自の制度か、それとも全国的にある制度なのかについてを、大和平野中央プロジェクト推進事業において、県の事業執行の見直しに伴い、大和平野中央田園都市構想周辺の整備推進室がなくなるかについてを、三宅5号線用地測量地質調査業務委託の事業概要についてを、分庁舎施設管理費において、分庁舎に入る部署の将来的な本庁舎移転の検討についてを、上下水道事業会計繰出金において、磯城郡水道事業団の広域連絡整備事業の内容についてを、また関連して、事業実施する際の意思決定過程についてを、史跡調査事業において、史跡調査業務委託については今回で終了したのかについてを、空き家対策事業において、今後、空き家の利用・活用はどんな手順でどう進めていくのかについてを、空き家セミナー開催の内容についてを、空き家の隣に住む住民が困っている際のフォロー対策についてを、道路維持管理事業において、三河農道拡幅工事補助金につき各々の負担割合についてを、石見北団地側溝清掃工事について、広報による事業実施年度の周知についてを、公営住宅マネジメント事業において、公営住宅の今後の在り方についてどのような方針を持っているのかについてを、衛生手数料において、産業廃棄物処理手数料につき一般家庭と事業者の割合についてを、また関連して、当該手数料は増加傾向にあるかについてを、指定ごみ袋のうち、リサイクルごみ袋に関し無償化することについてを、また関連し、プラスチックごみについても無償化し、分別し徹底化することについてを、清掃総務費において、通井張りに伴う助成金が以前にあったと思うが、この予算についてを、産業廃棄物処理費手数料の内容についてを、ごみ及びし尿処理の決算内訳について質疑を行いました。

次に、福祉文教部局に関する審査経過について申し上げます。

住民福祉部関係では、障害児支援事業まとめにおいて、障害児相談支援の件数の増加の要因についてを、また、それ以外のサービスが減少となっている要因についてを、民生負担金において、障害児入所給付金等国庫負担金の充当事業についてを、総務補助金において、マイナンバーとひもづけて管理されている情報に対する情報漏えい対策についてを、また、マ

イナンバーにひもづけされている項目についてを、また、マイナンバーとのひもづけに関わるトラブルの有無についてを、戸籍住民基本台帳費において、転入転出手続ワンストップ化事業の事業内容についてを、関連して、健康保険などの手続についてを、民生・児童委員活動事業において、民生・児童委員活動費負担金の内容と民生委員、児童委員の人数と欠員についてを、高齢者福祉事業においては、要介護高齢者紙おむつ等支給事業の事業内容についてを、高齢者地域活動推進事業の活動内容とその評価についてを、また関連して、申請団体が増加しているのであれば、補正予算を要求してでも対応する必要があるのではないかとの要望を、老人クラブ関係の事業内容についてを、敬老事業の事業内容についてを、老人保護措置費において、入所者4人の入所措置先と当該入所者の状況についてを、関連して、介護保険との関係性についてを、生活のしづらさなどに関する調査事業において、調査事業の方法についてを、また関連して、調査データの公表についてを、住民税非課税世帯等臨時特別交付金事業及び価格高騰緊急支援給付金事業において、世帯数と人数についてを、また関連して、給付したことのある評価についてを、雑入において、後期高齢者医療給付金市町村負担金精算金の内容についてを、高齢者保健事業と介護予防の一体実施事業委託料の事業内容と成果についてを、また関連して、健康子ども課の事業にもかかわらず、保険医療課の歳入となっているのか、あと、健康子ども課の高齢者一体化予防事業の歳入財源に金額が見当たらないことについてを、乳幼児医療費助成事業において、子ども医療費助成費の件数についてを、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務において、介護予防・日常生活圏ニーズ調査を行ったことによる分析結果についてを、健康子ども局関係では、民生負担金において、令和4年度における幼稚園保育料の未納についてを、子どものための教育・保育給付金の補助率についてを、高齢者一体化予防事業において、課題の把握と報告事例についてを、また、高齢者に対する個別支援事業に関し、講演会を開催することになっているかについてを、三宅町子ども・子育て応援事業において、支援グループ活動補助金の有無についてを、児童虐待防止対策事業において、子ども家庭総合相談窓口業務の内容についてを、教育支援訪問業務の対応状況についてを、特別児童扶養手当給付金事業において、扶助費の件数についてを、ティーンズLINK事業において、事業を実施する目的と理由についてを、また関連して、アンケートの実施結果を基に当該事業を実施することの必要性についてを、あと、三宅町に見合った子供たちの居場所づくりと既存の施設を活用してはどうかとの意見についてを、放課後児童健全育成事業費において、見直しの結果についてを、また関連して、委託料の増加した理由についてを、また、補正予算により対応すべきであったのではないかとの

意見についてを、健康子ども局では多くの事業があり大変だと思うが、局長は兼務の状態であり、業務面では大丈夫なのかについてを、新型コロナウイルス感染症対策事業において、新型コロナウイルス感染症生活支援給付金の件数についてを、また関連して、給付金の支給が集中した時期についてを、あと、奈良県からの感染情報の提供に関してどのようになっているのかを、パルスオキシメーターについて、実際に貸出しはあったのかについてを、三宅子ども・子育て応援事業において、子育て支援グループ活動補助金の事業実績についてを、幼稚園費において、保育事業者コンサルタント、保育支援アドバイザー、特別支援アドバイザーの事業内容とその成果についてを、正課体育、リトミック委託料、人材派遣委託料が増加しているのは、人材派遣委託量の増加によるものかについてを、地方創生臨時交付金事業とあるが、事業概要に記載の決算内訳中、どれに該当するのかについてを、教育委員会事務局では、教育負担金において、給食負担金の収入未済額に対する今後の対応についてを、また関連して、学校給食費の無償化についてを、日本スポーツセンター保護者負担金の生徒数についてを、学校管理費において、会計年度任用職員給料の人数についてを、また関連して、特別支援教育支援委員6人の勤務状態についてを、ICT環境整備事業において、GIGAスクール運営センター業務負担金の内容についてを、小学校施設整備基金積立金において、現状の計画に対する変更の有無についてを、学校給食費において、委託先についてを、また関連して、自校方式の検討についてを、あと食材の調理状況についてを、中学校費において、橿原市立畝傍中学校夜間学級負担金について、経緯、現状についてを、学校管理費において、水道光熱費と太陽光発電余剰電力買取料金収入に係るインボイス制度導入に向けた対応についてを、学校地域パートナーシップ事業において、学校支援事業とあるが、スクール事業補助も支援されているのかについてを、文化ホール費において、当該施設の必要性についてを、文化保護費において、アンノ山南発掘調査業務につき出土品の有無についてを、保健体育総務費において、三宅町マラソン大会におけるドリンクの有無についてを、また関連して、本年度から町内参加者に対する参加料を徴収することについてを、体育施設費において、三宅町体育館等管理料について、指定管理者に対する苦情の有無を把握されているのかについての質問を行いました。

次に、全体概要についての質疑としては、令和2年度から毎年2億円近い収支差引額となっている現状についてを、三宅町一般会計の適正な予算の疑問についてを、放課後児童健全育成事業の補正予算に対する認識についてを、一般会計と特別会計に属する基金の起債に関する取扱いについてを、国民健康保険財政調整基金について、国民健康保険の県単位化とな

った場合の取扱いについてを、実質公債費比率が上昇しているが、将来負担比率の関連性についてを、委員会資料の作成に対し、慣行として前年度を記載することについてを、インボイス制度導入に伴う町の対応についてを、令和4年度決算総括的評価についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、令和4年度三宅町国民健康保険特別会計についてでございます。

歳入決算額は7億8,641万1,937円に対し、歳出決算額は7億8,348万9,194円で、実質収支額は292万2,743円となり、前年度に引き続き黒字となっています。

歳入は、前年度と比較して1,848万4,949円の減少となっており、国保険給付費に対する県支出金が減少したことによるものとなっています。不納欠損額は6,500円、収入未済額が383万1,131円となっており、不納欠損額については、国民健康保険税滞納繰越分、収入未済額については、国民健康保険現年度分及び滞納繰越分となっています。

また、歳出は、前年度と比較して1,917万2,715円の減少となっており、国保険給付費及び国民健康保険事業費交付金が減少したことによるものとなっています。

以上が、令和4年度三宅町国民健康保険特別会計の決算内容であり、歳入では、被保険者数についてを、また、保険料滞納者に対する現状と今後の収納対策についてを、歳出では、一般被保険者高額医療費に関連して、先進医療と保険給付に関する影響についてを、また、傷病手当金の支給者についてを、特定健康診査及び特別保健指導と高齢者一体化予防事業のつながりの有無についてを、関連して、社会福祉協議会と対応して事業を柔軟に進めていただきたいとの要望があり、また、人間ドック、脳ドック及び歯周病検診についてを、人数に関する上限の有無についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、令和4年度三宅町介護保険特別会計決算についてでございます。

歳入決算額は8億3,934万2,269円に対して、歳出決算額は7億9,094万198円で、実質収支額が4,840万2,071円となり、前年度に引き続き黒字となっています。

歳入は、前年度と比較して2,414万713円増加となっており、国庫支出金及び繰越金が増加したこととなっています。不納欠損額は3万2,200円、収入未済額は193万6,400円となっており、不納欠損額については、介護保険料滞納繰越金普通徴収保険料、収入未済額については、介護保険料現年度分及び滞納繰越分普通徴収保険料となっています。

また、歳出は、前年度と比較して2,257万504円の増加となっており、国基金積立金及び諸支出金が増加したことによるものとなっています。

以上が、令和4年度三宅町介護保険特別会計の決算内容であり、歳出では、介護給付費まとめ1において、地域密着型通所介護が前年度と比較して激減しているが、その要因についてを、また、介護利用施設についてを、前年度と比較して決算額が減少しているが、その要因についてを、総合事業まとめにおいて、総合事業の位置づけについてを、また、訪問型及び通所型サービス事業者の増加件数についてを、第1号被保険者保険料及び督促手数料において、令和3年度までの保険料滞納繰越分についてを、また、現年度分督促手数料についてを、普通徴収で納付する被保険者が対象となるかについてを、また、滞納者の人数についてを、認定調査についてを、認定申請件数と認定件数についてを、また、現在の認定者数についてを、一般介護予防事業費において、地域包括支援センター事業委託料の業務内容についてを、任意事業費において、食の自立支援事業の退職者数及び1食の提供値段についてを、また、成年後見人制度利用支援事業費と権利擁護業務との違いと、その内容についてを、生活支援体制整備事業費において、生活支援コーディネーターの業務内容についてを、認知症総合支援事業費において、認知症のおそれがある人の人数についてを、保険医療課の予算では社会福祉協議会に委託する事業が多く見受けられるが、委託業務を検討するに当たっての経緯について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計についてでございます。

歳入決算額は1億4,325万223円に対し、歳出決算額は1億4,320万8,123円で、実質収支額は4万2,100円となり、前年度に引き続き黒字となっています。

歳入は、前年度と比較して976万2,747円の増加となっており、主に後期高齢者医療保険料及び繰入金が増加したことによるものとなっています。収入未済額は1万5,400円となっており、後期高齢者医療保険現年度分及び滞納繰越分となっています。

また、歳出は、前年度と比較して972万6,947円の増加となっており、主に後期高齢者医療広域連合納付金が増加したことによるものとなっています。

以上が、令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計の決算内容であり、歳入では、被保険者数についてを、また、令和4年度保険料収入未済額及び令和3年度までの保険料滞納繰越分についてを、保険料滞納者に対する対応についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、令和4年度三宅町下水道事業会計決算についてでございます。

三宅町公共下水道事業は、令和3年度では特別会計を設置し、事業を運営していましたが、令和4年度より、地方公営企業法の適用を受け、公営企業として初めての決算となっており

ます。

収益的な収入決算額は 2 億3,218万5,581円に対し、収益的支出決算額は 2 億5,050万8,515 円で、収支差引額が1,832万2,934円の収入減となっています。

また、資本的収入における収入決算額は 1 億2,472万7,691円、資本的支出決算額は 1 億9,812万5,770円で、収支差引額は7,339万8,079円の収入不足となるため、引き続き、現金など1,907万9,120円及び当年度の損益勘定留保資金5,431万8,959円で補填されています。

以上が、令和 4 年度三宅町下水道事業会計の決算内容であり、令和 4 年度より地方公営企業法の適用を受け、公営企業として初めての決算となることから、当該決算資料における記載内容についてを、現段階では、固定資産管理台帳や償還計画はまだできていないかについてを、委員会資料中 5 ページに記載の令和 4 年度貸借対照表のうち、自己資金 5 億4,310万4,168円と記載があるが、一般会計からの繰入金の累積であるかについてを、有形固定資産明細書のうち、機械及び土地と車両及び運搬具が減価償却額の項目に記載されていない理由についてを、また関連して、年度末償却未済額の項目についてを、決算書中12ページに記載の 2、企業債の償還に係る他会計の負担のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 3 億2,032万3,000円でしたとあるが、どういうことかについてを、また関連して、他会計補助金 8,075万9,239円との関連についてを、委員会資料中 1 ページに記載の総括事項のうち、水洗化率が97.1%となりましたとあるが、水洗化されていない2.9%部分の件数についてを、また関連して、水洗化されていないことに関して町の方針についてを、同じく委員会資料 1 ページに記載の営利状況のうち、有形固定資産減価償却率は4.1%となりましたとあるが、4.1%という数字についてを、下水道使用料において、公共下水道使用料と水道使用料との按分についてを、また関連して、実質収入額現年度分6,256万3,070円とあるが、未収入額についてを、未収入額の収納対策についてを、不納欠損額の内容についてを、総係費において磯城郡水道企業団に支払う費用についてを、消費税及びその他特別損失についてを、消費税の経理内容についてを、委員会資料中 9 ページ記載の他会計補助金と14ページ記載の他会計補助金において、記載内容の表現についてを、建設改良費等企業債借入金において過疎対策事業債は使えないのかについてを、環境整備事業費において、下水道におけるストックマネジメントに関する着手の有無についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、決算審査特別委員会に付託を受けました令和 4 年度各会計決算認定案 5 件の審議経過であり、また、各種事業の費用対効果を含めた側面からの審議を行い、原案のとおり承

認したことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、9月12日午前9時30分より開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設常任委員会委員長（森内哲也君） 令和5年9月の総務建設常任委員会の報告になります。

去る9月6日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました議案について、12日に総務建設常任委員会を開催し、審査しました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第33号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算案の歳出についてです。

歳出のうち、みやけイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費、ふるさと納税推進事業でふるさと納税の制度について、制度本来の趣旨に沿った運用がより適切に行われるよう、令和5年6月27日付で総務省から、ふるさと納税に係る制度の運用について告示並びに通知があったことから、制度改正に対するため、返礼品購入に係る負担金を寄附金額の3割から2割に変更するものであり、負担金で770万円の減額補正、また、当該対応により三宅町への寄附金額が減少することが予想されることから、楽天ふるさと納税において広告を打つこと、また、ふるさと納税サイトの「ふるさと納税 For Good」において新たに寄附を募集することにより、寄附金額減少の抑制を図るものであり、広告費で100万円、手数料で1万円、合わせて669万円の減額補正が行われております。

同款、同項、目3財産管理費、公共施設管理費では、令和4年度の一般会計決算剰余金の一部を公共施設等の整備に利用する経費に充てるため、公共施設の修繕に対応する分として1,000万円の増額補正、令和5年度から令和7年度において負担が予定されている、山辺県北部広域環境衛生組合が建設を進めている新ごみ処理施設の建設に伴う構成市町村負担金のうち、一般財源の確保として1億円の増額補正が行われており、いずれも公共施設等整備基金に積み立てるものとなっております。

同款、同項、目7交流まちづくりセンター費、交流まちづくりセンター運営費では、三宅ビジョン実現のため、新たに（仮称）Mラボを設立し、豊かな学びの提供を通じたまちづくり推進に取り組み、まちづくりを推進する取組としてMラボの設立に向けた予算が計上されており、Mラボの設立に関して、モデル事例である埼玉県横瀬町のよこらぼを視察する経費として、交通費と宿泊料を含めた20名の職員旅費83万3,000円が増額補正されており、また、

Mラボの設立に向けた準備イベントを開催する経費として、費用弁償10万円、食糧費1万円、印刷製本費6万4,000円、手数料2万7,000円、使用料2万8,000円、備品購入費30万円、合わせて52万9,000円が増額補正されています。その他、ふるさと納税掲載サイト使用料として35万2,000円が増額補正が行われております。

同款、同項、同目図書運営費では、図書フロアを利用する方が当初の想定を超えて増加しており、図書を貸し出す際に必要となる図書貸出カードの在庫が減少してきていることから、図書貸出カードを購入する経費として9万4,000円が増額補正が行われております。

同款、同項、目8財政調整基金費では、令和5年度に発行予定の過疎対策事業債のうち3割を公債償還金に積み立てるため、8,200万円が増額補正が行われております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民の生活支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的として、令和4年度の一般会計決算剰余金の一部を活用し、町内在住者全員に対し、地域振興券を1人につき5,000円分を配布する事業が追加で実施されることから、消費喚起支援事業関係経費として3,859万5,000円が増額補正が行われております。

款12公債費、項1公債費、目1元金では、令和5年5月に借入れを行った令和4年度分の町債の借入額確定に伴う元金として1,663万8,000円が増額補正が行われております。

同款、同項、目2利子では、令和5年5月に借入れを行った令和4年度分の町債の借入額確定に伴う利子として1,663万8,000円が増額補正が行われております。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、歳入歳出予算の財源調整として予備費で3,058万7,000円が増額補正が行われております。

続いて、歳入です。

歳入のうち、みやけイノベーション推進部関係では、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税では、令和5年度の普通交付税の額の確定に伴い7,280万6,000円が増額補正が行われております。

款17寄附金、項1寄附金、目3企業版ふるさと納税では、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附金収入として40万円の収入が見込まれることから、増額補正が行われております。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1公債償還金繰入金では、公債の償還財源に充てるため、令和5年5月に借入れを行った過疎対策事業債の330万円が増額補正が行われております。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度歳計剰余金の確定に伴う繰越金として1億9,878万7,000円が増額補正が行われております。

款20諸収入、項6雑入、目1雑入では、三宅町交流まちづくりセンターMi i MOの1階フロアに設置の自動販売機による販売受益金として8万9,000円の増額補正が行われております。

款21町債、項1町債、目1総務債では、令和5年度の臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い717万6,000円の減額補正が行われております。

以上が、令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算案であります。

この補正予算案に対し、次のような質疑を行いました。

みやけイノベーション推進部では、地方交付税で普通交付税が増額になった要因についてを、また、令和4年度の基準財政需要額についてを審査しました。

交流まちづくりセンター運営費では、(仮称)Mラボの設立に向け、モデル事業である埼玉県横瀬町のよこらぼ視察旅費として職員20名の予算が計上されているが、研修の人数が20名と多い点についての質疑として、埼玉県横瀬町から講師を迎えて研修を行うなどの手法は取れないのか、また、20名の職員が視察に行くのであれば、おのおのが課題を持っていくべきではないかなどがありました。視察先の取組についての質疑としては、よこらぼのデメリットや近隣自治体で導入している市町村はないのかについて、よこらぼの成果について、何を目的としてやっていくのか具体的な説明を求める、そのような質問がありました。以前に4名で行ったことのある視察先であるとのことでしたので、そのことに対しても、次のような質疑がありました。さきに視察に行ったことを踏まえ、単によかったからでなく、ここを見てほしいという点を具体的に示さないといけないのではないだろうか、また、施策を進めるのであれば、単に住民さんや企業からの提案を募集するのではなく、町としても掲げて提案を募集するべきではないか、また、Mラボの設立に向けて、職員や議員が理解を深めてからの視察でも遅くはないのではないかなどといった様々な意見もありました。

公債費元金では、令和5年5月に借入れを行った令和4年度分の公債の借入額確定に伴う予算の増額とあるが、借入額の確定に伴い元金が確定することの関係性についてを、ふるさと納税推進事業では、制度改正の説明についてを質疑いたしました。

消費喚起支援事業では、当該事業と同様の事業が過去に何回実施されていたのかについての質疑が、地域振興券が8月に配布されたばかりではあるが、またすぐ12月にも配布するのはあまりにも早急過ぎないかといった意見、また、これまでは新型コロナウイルスの対策関連事業として、特定財源をもって当該事業を行ってきた経緯があります。臨時の特定財源を全住民に平等に配布するという事で理解もしてきたが、今回は令和4年度の一般会計決算

剰余金の一部を活用しており、一般財源をもって事業を行うことの是非についての意見もありました。また、当該事業の政策提案やその判断に至る経緯についての質疑で、様々な理由で予算作成の当初に実現しなかった、実現できなかった事業との対比があったのか、なかったのかなど、この事業の決定過程を明らかにしてほしいという意見もありました。現在も物価高騰により日常生活に苦しさはあるかもしれませんが、マイナンバーカード導入の議論もある中、現金給付という方法も検討されなかったのかについても質疑を行いました。

なお、本来は議案に対する質疑を終えた後、その議案への賛否を問うという委員会の進行になっております。しかし、この議案に関しては、各委員からの質疑とともに様々な意見が出たため、賛否を取る前に委員間討議の時間を設けました。従来の委員会の進行を変更し、委員間討議の後に議案の賛否を取るという形になりました。理事者各位におかれましては、急な変更によりご迷惑をおかけしたかも分かりません。ご協力に感謝するとともに、この場で委員会の進行に一部変更があったことを併せて報告いたします。

この委員間討議では、交流まちづくりセンター運営費において、（仮称）Mラボの設立に向け、視察旅費として職員旅費の是非について、また、消費喚起支援事業においては、令和4年度の一般会計剰余金の一部を活用し、一般財源をもって事業を行うことの是非についてなど、各委員から様々な意見が交わされ、本委員会では賛成者なしということで原案を否認いたしました。

次に、報告第4号です。令和5年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の報告についてです。

本委員会に付託を受けましたが、去る9月4日、本会議において地方自治法第180条2項の規定により町長の説明があったことから、本委員会ではこれをもって報告とさせていただきます。

次に、議案第37号 令和5年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてです。

収入では、款31資本的収入、項5企業債、目5建設改良費等企業債借入金において、歳出予算の下水道排水の取り出し管工事の増加に伴う建設改良費等企業債の借入れを行うものであり、公共下水道事業債として90万円の増額補正が行われています。

支出では、新規住宅の建設に伴う下水道排水の取り出し管工事の増加により、下水道取り出し管工事費として90万円の増額補正が行われています。

以上が、令和5年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算案であり、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第38号です。三宅町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定案についてです。

地方自治法の一部を改正する法律の改正が令和5年3月に行われ、地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負の規制から、各会計年度において支払われている当該請負の対価の総額が300万円以下の請負が除外されることとなったため、三宅町政治倫理条例に規定する町の工事等の契約に関する遵守事項の改正を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

質疑として、下請もこの改正の適用に含まれるのかについて確認を行い、含まれるという回答を得ております。

本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、発議第3号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書についてです。

インボイス制度が10月より始まる直前のタイミングとはいえ、我が議会で議論し、意思表示をすることは大事との意見もあり、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

最後に、発議第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定案についてです。

条例を制定後、施行規則は作成するのか、また、報告の一覧を作成し、公表しなければならないとあるが、公表の方法についてはどう考えているのかについて質疑を行い、条例の下に施行規則は策定される、公表の方法については、ホームページの掲載を考えるとの回答を得ております。

本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案2件、条例案1件、発議案2件の審議経過であり、慎重に審議を行い、原案のとおり4件の承認及び1件の否認といたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、9月13日午前9時30分より開会されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、川鰭実希子君。

○福祉文教常任委員会委員長（川鰭実希子君） 去る9月6日、第3回定例会本会議において福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、13日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第33号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算案について、歳出のうち、

住民福祉部関係では、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費及び目 2 老人福祉費では、いずれも令和 4 年度医療費助成事業の実績額確定に伴う返還金であり、心身障害者医療費助成事業、県補助金返還金として11万6,000円、重度心身障害者老人等医療費助成事業、県補助金返還金として20万7,000円の増額補正が行われています。

目 7 後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金であり、事務費繰出金として71万2,000円、保健基盤安定繰出金として13万1,000円の増額補正が行われています。

目 8 臨時福祉給付金給付事業では、低所得世帯支援給付金事業において、給付者数の増加が見込まれることから、事業費で99万円、事務費で2万1,000円の増額補正が行われています。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費では、令和 4 年度医療費助成事業の実績額確定に伴う返還金であり、福祉医療費助成事業、事務費県補助金負担金として20万6,000円の増額補正が行われています。

健康子ども局関係では、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、保育所入所事務事業では、一時預かり及び延長法育事業の実績額確定に伴い、子ども・子育て支援交付金返還金として61万2,000円の増額補正、児童虐待防止対策事業では、児童虐待防止対策事業の実績額確定に伴い、子ども・子育て支援交付金返還金として62万円の増額補正、児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金返還金として9万3,000円の増額補正、三宅町パートナーシップ事業では、ふるさと納税掲載サイト手数料として11万円の増額補正、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、妊娠届出者数の増加に伴い917名の増加が見込まれることから、給付金85万円の増額補正が行われています。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、母子保健事業では、新生児聴覚検査補助事業に要する経費において、妊婦健康診査補助券の作成費として2万2,000円の増額補正、県外医療機関の受診者に対する補助費として2万円の増額補正が行われており、また、未熟児養育医療事業の実績額確定に伴い、未熟児養育医療費等国庫負担金返還金として4万3,000円の増額補正が行われています。

感染症予防接種事業では、緊急風疹抗体検査事業の実績額確定に伴う返還金であり、子ども・子育て支援交付金返還金として12万8,000円の増額補正、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費において、派遣事務職員の減数に伴う委託料として213万8,000円の減額補正、秋開始接種の際に必要なブルーバナー、暖房器具の賃借料として11万4,000円の増額補正、集団接種事業の実績額確定に伴

う補助金及び負担金返還金として673万1,000円の増額補正、合わせて470万7,000円の増額補正が行われています。

産後ケア事業では、産後ケア事業の実績額確定に伴う返還金であり、母子保健衛生費国庫補助金返還金として20万9,000円の増額補正、子育て包括支援事業では、カウンセリング専門機関に委託して行う心の相談業務のうち、対面相談を行うために必要となるカウンセラーの交通費として1万円の増額補正が行われています。

教育委員会事務費関係では、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費では、三宅小学校のコミュニティースクール導入に向け、先進事例を視察する経費として7万3,000円の増額補正が行われています。

款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費では、奈良県が行うスポーツ推進委員を対象とした、奈良県スポーツ推進委員協議会第3ブロック教養実技研修会の開催町が三宅町となったことから、当該研修会を開催する経費として2万9,000円の増額補正が行われています。

続いて、歳入のうち、住民福祉部関係では、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、令和4年度の介護保険料軽減強化国庫負担金の実績額確定に伴う追加交付金として6万1,000円の増額補正が行われており、同款、項2国庫補助金、目2民生補助金では、低所得世帯支援給付金事業の事業費及び事務費補助金として101万1,000円の増額補正が行われています。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が変更となったことから9万8,000円の増額補正が行われており、また、令和4年度の介護保険料軽減強化県負担金の実績額確定に伴う追加交付金として3万円の増額補正が行われています。

同款、項2県補助金、目2民生補助金では、いずれも令和4年度の医療費助成事業の実績額確定に伴う追加交付金であり、ひとり親家庭等医療費助成事業県費補助金として69万6,000円の増額補正、子ども医療費助成事業県費補助金として95万1,000円の増額補正が行われています。

款20諸収入、項6雑入、目1雑入では、令和4年度の後期高齢者医療給付費定率市町村負担金の実績額確定に伴う精算交付金として1,173万円の増額補正が行われています。

健康子ども局関係では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金事業の事業費において、給付者数の増加が見込まれることから、国

庫補助金として85万円の増額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款15県支出金、項2県補助金、目8教育補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響により、奈良県スポーツ推進委員協議会としての活動ができなかったことから、奈良県スポーツ推進委員協議会が分担金会費相当額を各市町村に還元するスポーツ推進委員事業補助金として2万3,000円の増額補正、奈良県が行うスポーツ推進委員を対象とした、奈良県スポーツ推進委員協議会第3ブロック教養実技研修会の実施市町村が三宅町となったことから、当該実技研修会を開催する経費の補助金として2万円の増額補正が行われています。

以上が、令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

住民福祉部関係では、民生負担金で高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令に係る改正内容について、健康子ども局関係では、子育て世帯生活支援特別給付金事業で事業概要に記載された数値内容の確認について、教育委員会事務局関係では、教育補助金で奈良県スポーツ推進委員協議会は、具体的にどのようなことをする団体なのか、関連して、総合型スポーツクラブ三宅ゆるスポとの関係性について、また、三宅町スポーツ推進委員の人数と活動内容について、学校地域パートナーシップ事業では、コミュニティースクール導入に向け、先進事例の紹介等が行われるが、その内容について、また、コミュニティースクール導入に向けたビジョンについて、学校給食調理等業務では、給食材料費の調達や価格高騰における三宅町の対応についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第34号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入では、前年度歳計剰余金の確定に伴う繰越金として192万2,000円の増額補正が行われています。

歳出では、いずれも令和4年度の実績額確定に伴う国及び県に対する返還金であり、保険者努力支援交付金返還金として25万8,000円の増額補正、特定検診等負担金返還金として65万円の増額補正が行われており、また、歳入歳出予算の財源調整として予備費で101万4,000円の増額補正が行われています。

以上が、令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

歳入では、保険者努力支援交付金の内容及び返還金の経緯についてを、また、レセプト点

検や当該点検における自治体での再チェックについて、また、三宅町として将来に向けての医療費抑制施策についての内容と今後の施策展開について質疑を行い、また、現状の施策がいかにより住民を医療機関にひもづけるかという方向性しかないように思われるが、それと同じぐらい大事なのが、住民の方、特に高齢者の方がいかに生きがいを持って、生き生きと過ごせる場所をつくるかということであるとの意見や、出前講座の施策に関する意見もあり、当委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第35号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案について、歳入では、令和4年度介護給付費交付金の実績額確定に伴う追加交付金として47万3,000円の増額補正が行われており、また、前年度歳計剰余金の確定に伴う繰越金として4,830万2,000円の増額補正が行われています。

歳出では、保険料の納付方法において、新たに令和6年4月よりコンビニ収納に対応するため、システム改修に要する経費として69万3,000円の増額補正、介護給付費及び地域支援事業費の令和4年度実績額確定に伴う返還金として、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金を合わせて3,003万5,000円の増額補正、令和4年度介護保険特別会計決算に伴う決算剰余金の一部を介護給付費準備基金へ積み立てるため、1,000万円の増額補正が行われており、また、歳入歳出予算の財源調整として、予備費で804万7,000円の増額補正が行われています。

以上が、令和5年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

歳出では、コンビニ収納が対応可能な町税、保険料及び使用料等について、また、介護給付費及び地域支援事業費の令和4年度実績額の確定に伴う返還金について、その要因となった介護保険サービスについて質疑を行い、また、介護保険特別会計の決算を行うにおいても、企業会計と同様に発生主義、複式簿記の関係を意識してほしいとの意見がありました。

当委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第36号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案について、歳入では、一般会計から繰入金として、事務費繰入金で71万2,000円、保険基盤安定繰入金で13万1,000円の増額補正が行われており、また、前年度歳計剰余金の確定に伴う繰越金として5万7,000円の減額補正が行われています。

歳出では、保険料の納付方法において、新たに令和6年4月よりコンビニ収納に対応するため、システム改修に要する経費として71万2,000円の増額補正が行われており、また、後期高齢者医療広域連合に対する負担金として、保険基盤安定負担金で13万1,000円の増額補

正、保険料負担金で5万7,000円の減額補正、合わせて7万4,000円の増額補正が行われています。

以上が、令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案であり、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第39号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正が行われたことから、本条例において両方の条項を引用している箇所の文言を整理するものであり、こども家庭庁設置に伴う健康子ども課の実務面における影響などについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

最後に、議案第40号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の改正により、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたことに伴い、条例の一部を改正するものであり、家庭的保育事業等の について確認を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案4件、条例案2件の審議経過であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 認定第1号の三宅町一般会計決算認定について反対します。反対意見を述べます。

この決算認定には、健康子ども局所管の放課後児童健全育成事業業務委託料として3,000万円余りが含まれています。

昨年度の本会議の一般質問において、実利用人数が毎日平均するとほぼ四十数名、40人を1クラスと考えると2クラス弱の実態で、当初予算、3クラス分の予算が計上されているが、それをそのまま執行するのは問題ではないかという質疑を行いました。回答として、定員ベースで考えて3クラスという回答がありましたが、国の基準は審議会の答申を受けて、既に実利用人数で1クラスを計算するということで変わっているのです、こういうのは不適當ではないかという指摘の結果、業者と協議して見直しを検討するという回答を受けています。それを受けての決算ということになっています。

そもそもこの件については、プロポーザル審査の条例に反した方法で当選者が変わったり、あるいは、証拠書類である採点表など公文書が廃棄されたという経過があり、議会でも決議して、監査請求をしたという経過があります。今回の決算については、金額的には予算内であるにしても、見直しの内容を委員会で問いただしたところ、基本の事業費や障害児の加配のために追加していく事業費の単価についても見直して支給をしたという報告を受けました。もともとの募集要領や企画事業者との契約書の内容とは変わっています。

そういう経緯を考えると、この件については、健康子ども局が補正予算として議会に諮り、基準を変えること、そのような業者との協議の上でこういう変更を行うということを補正予算をもって提示し、説明し、承認を得るという手続が適當であったというふうに私は考えています。それが問題になった経過の反省を実践し、生かしていく道であるというふうに考えますので、その点でこういうやり方については、本当に反省が生かされているのか疑問が残るということで、私は反対します。

以上です。

○議長（辰巳光則君）　ほか。

池田議員。

○9番（池田年夫君）　決算審査特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長の報告がありました。

私は、決算審査特別委員会の中で審査された三宅町令和4年度一般会計決算並びに国民健康保険会計、介護保険会計の3議案の反対討論を行います。

令和4年度三宅町一般会計決算は、歳入42億8,820万7,000円、歳出40億2,932万円、差引き2億5,888万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は493万5,000円、実質収支は2億5,395万2,000円となっています。三宅町の一般会計決算の人件費、物件費の比率を見ますと、人件費は令和元年度17.4%から令和4年度の21.9%、物件費も令和元年度13.2%から令和4

年度17.9%と、両方とも比率を高め、内部管理費は極力節約し、より多くの財源を住民への還元に向けなければならない。

また、環境衛生のごみ袋の費用と売払い手数料の差額は、令和2年度887万8,000円、令和3年度830万1,000円、令和4年度653万6,000円と、売払い手数料が多いということは税金の二重払いになっていることを示しており、ごみ袋の単価を引き下げることができます。

また、平成29年度4月に総務省から過疎地域に指定され、9月から過疎地域自立計画に基づいて過疎債の申請が行われ、過疎債は7割が交付税として措置されます。三宅町の将来負担率は0%となっていますが、過疎債のハード事業、ソフト事業の合計で昨年度は2億6,387万5,000円となり、将来の住民に負担を背負わせることになっています。

国民健康保険会計、介護保険会計についても、決算資料の最後に記載されております消費税の引上げ分の地方消費税交付金、社会保障財源分を充てている社会保障4経費、その他の社会保障施策に関する経費を平成27年度から令和4年度まで一覧にしてみますと、社会保障財源化分の市町村交付金の合計も平成27年度が4,900万円、令和4年度は7,761万円と増えていますが、三宅町の一般財源からの持ち出し分、令和27年度4億2,871万円から、令和4年度は5億5,700円と毎年負担が増えてきております。政府が、消費税は社会保障のために使いますと言っていたことが間違いであったことを示しています。

また、滞納についても、町民税、固定資産税、町営住宅、国民健康保険、後期高齢、介護保険の6会計の合計で、平成4年度は現年度分で339万5,000円、過年度分で1,423万4,000円、不納欠損は30万7,000円となっており、三宅町の勤労者で令和5年度の申告者総数は1,816人で、1,400万円以上の所得のある方もおられますが、平均所得は334万4,000円で、昨年より10万8,000円も所得が減額になっています。これが町民の実態です。今年は物価高騰で住民の生活は一層苦しくなっているのが実態です。生活困窮の率を示しているものとして、三宅町社協が取り扱っている緊急小口融資、コロナ感染における政府の救済施策の申込みは令和2年度から令和4年度9月まで、93世帯、254件、1億455万円となっており、申請の理由は収入減少が82世帯、失業が11世帯となっており、返済が始まっておりますが、貸付後に町外への転出8世帯、生活保護受給が2世帯、自己破産が3世帯となっており、生活困窮が一層進んでいることを示しています。

よって、住民の生活を守る施策に貴重な税金を使うべきであります。

以上で、令和4年度三宅町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計についての反対討論として終わります。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和4年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 令和4年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 瀬角議員。

○4番(瀬角清司君) 議案第33号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算について修正動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 賛成者が複数ありますので、動議は成立しました。

ここで一旦、暫時休憩いたします。

(午前 時 分)

○議長(辰巳光則君) ただいまより再開いたします。

(午 時 分)

○議長(辰巳光則君) 本案に対しましては、瀬角清司議員ほか2名から、お手元に配付したとおり修正動議が提出されております。

したがいまして、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

瀬角議員。

○4番(瀬角清司君) 議長のお許しを得ましたので、私からは、修正動議の提案説明を行います。

議案第33号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算に対する修正案について、提案理由説明を申し上げます。

まず、修正内容について説明いたします。

議案の修正案をご覧ください。また、令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算書の2ページ、3ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳出について、款2総務費、項1総務管理費の補正額1億8,711万8,000円を1億8,628万5,000円に、補正後9億205万5,000円を9億122万2,000円に、また、総務費の総額の補正額1億8,711万6,000円を1億8,628万5,000円にそれぞれ修正。款7商工費、項1商工費の補正額3,859万5,000円をゼロ円に、補正後8,735万円を4,875万

5,000円にそれぞれ修正し、また、商工費の総額も同様の修正。

詳細について説明いたします。

令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算書の16ページ、17ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出について、2款総務費、1項総務管理費、目7交流まちづくりセンター費、節8旅費の説明、職員旅費83万3,000円をゼロ円とし、補正額180万8,000円を97万5,000円に、補正後、計8,706万1,000円を8,622万8,000円に、補正額の財源内訳の一般財源136万3,000円を53万円に、節の金額93万3,000円を10万円にそれぞれ修正し、総務管理費の総額の補正額1億8,711万8,000円を1億8,628万5,000円に、補正後、計9億205万5,000円を9億122万2,000円に、補正額の財源内訳の一般財源1億9,336万3,000円を1億9,253万円にそれぞれ修正するものです。

続いて、20ページ、21ページをご覧ください。

7款商工費、1項商工費、目1商工振興費、節10需用費の説明、消耗品費5万2,000円をゼロ円に、印刷製本費10万3,000円をゼロ円に、節11役務費の説明、通信運搬費170万4,000円をゼロ円に、節12委託料の説明、その他委託料3,673万6,000円をゼロ円とし、補正額3,859万5,000円をゼロ円に、補正後、計8,735万円を4,875万5,000円に、補正額の財源内訳の一般財源3,859万5,000円をゼロ円に、節の金額15万5,000円をゼロ円に、170万4,000円をゼロ円に、3,673万6,000円をゼロ円にそれぞれ修正し、商工費の総額の補正額3,859万5,000円をゼロ円に、補正後、計8,735万円を4,875万5,000円に、補正後の財源内訳の一般財源3,859万5,000円をゼロ円にそれぞれ修正するものです。

続いて、22、23ページをご覧ください。

14款予備費、1項予備費、目1予備費において、補正額3,058万7,000円を7,001万5,000円に、補正後、計5,595万9,000円を9,538万7,000円に、補正後の財源内訳の一般財源3,058万7,000円を7,001万5,000円にそれぞれ修正するものであります。

次に、修正理由を説明いたします。

本修正案は、令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算のうち、交流まちづくりセンター費の視察旅費83万3,000円と、商工振興費の地域振興券3,859万5,000円を削減するものです。

視察旅費については、三宅町において（仮称）Mラボの設立に向けて、埼玉県横瀬町のよこらぼを20名の職員で視察するという費用ですが、そもそも（仮称）Mラボの設立というテーマについて論議が不十分であり、部局全員で視察に行くことの目的が不明確であります。まずは、役場、議会での論議を深めていくことを進めるべきであると考えます。

地域振興券については、これまでは国庫支出金を財源として充ててきましたが、今回は全額昨年度の決算余剰金を充てるとされております。これだけ大きな金額の町単独事業を始めるのであれば慎重な検討が不可欠ですが、常任委員会審議においても納得できる説明は得られませんでした。

このような理由で2つの事業費を削減する修正案を提出するものです。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げまして、今回の修正動議といたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま瀬角清司議員の説明が終わりましたので、これより議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算の議案修正動議に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 賛成討論となります。

令和5年9月議会の一般会計補正予算案について先ほど動議が提出され、交流まちづくりセンター運営費のエムラボ旅費83万3,000円、商工費の消費喚起支援事業費3,859万5,000円を削減するものであります。

Mラボ視察の旅費について、以前にもMラボと同じ手法で行われ、その結果も成果も行政として検証し、その教訓を結果にすることがまず必要であります。それもせずに、再度視察に行くということは、いかがなものでしょうか。消費喚起支援事業費は、令和4年度一般会計決算の余剰金を使うというもので、決算議会の承認も得ずに起案され、住民への還元は必要であります。来年は町長選挙も行われます。誤解も招きかねません。両方とも議会への説明も十分にされてこなかったものであります。

2項目の削減に賛成し、令和5年度9月議会の補正予算、公共下水道事業、条例について、ほかの件については特段の問題はありませんので賛成し、討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 引き続き、賛成討論となります。

賛成の理由については、瀬角議員が提案された内容に賛同します。

ただし、予備費でもって調整するという１点だけ、ちょっと補足しておきたいと思います。予備費については、理事者側の支出について審査することができないという性質のもので、本来あまり予備費にお金を積んでいくというのは、好ましいやり方ではないというふうに思いますが、今回、他の方法もないのか検討していただきましたが、火急な事態であり、やむなくこういう選択をしたというふうに聞いています。

やっぱり4,000万は三宅町にとって決して少ない額ではないので、今後はあまりこういうことは前例とせずに、議会の審査を経て予算執行するという基本原則は今後も守り、維持していきましょうという意味も込めて、賛成討論とします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第33号 令和５年度三宅町一般会計第６回補正予算についてを採決します。

まず、本議案に対する瀬角清司議員ほか２名から提出された修正案について採決を行います。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本案は可決することに決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 令和５年度三宅町国民健康保険特別会計第１回補正予算についてを採決しま

す。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第35号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 令和5年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第37号 令和5年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第38号 三宅町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第39号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第3号 インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第4号 三宅町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年9月三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和4年度の各会計の決算認定5件、令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算をはじめとする議案8件、報告1件、同意1件、諮問1件の重要案件について慎重ご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先ほど議員の動議により、令和5年度三宅町一般会計第6回補正予算に対する修正動議が可決され、交流まちづくりセンター運営費の一部及び消費喚起支援事業において削減修正されました。私どもといたしましては、十分説明を尽くしたつもりではございますが、ご理解が得られなかったことは大変重く受け止めております。

特に交流まちづくりセンター運営費については、（仮称）Mラボの設立準備自体を否定するものではなく、大規模な出張となる視察予算に対し目的の具体性が見えず、内容についても計画性に乏しく、さらに論議を深める必要があるとのご指摘を賜りました。

また、消費喚起支援事業については、エネルギー等の高騰による物価高に対する住民の皆様への生活支援策としてご提案させていただく中、配ること自体は賛成であり、多少経費がかかっても、産業振興策として価値があるのではとのご意見も頂戴いたしましたが、決算剰余金を財源とした活用方法には慎重な検討が不可欠であり、2回目となる支給についても絵づらが悪く、住民への説明もしづらい、また、今はそのような時期ではなく、このままでは持続的な住民支援につながらず、拙速で無計画なものであるとのご指摘を賜りました。

このように事業について賛否両論がある中、議員皆様と活発な議論を交わせたことは大変よいことであったと感じております。いずれにいたしましても、皆様のご決定の趣旨を十分尊重し、それぞれの事業において、ご指摘のあった事項を十分精査し、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、今後も議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今月、令和6年度の予算編成方針を発表いたしました。

特に来年度は、本町の第2期総合戦略において、トライアル期とする2年間の最終年度でございます。近年、不確実性が高まる時代の中で、行政が失敗を恐れず挑戦し続けるには、既存の計画を随時見直し、様々な社会変化にも柔軟に対応できる機動的な行政運営を行う必要があります。そのようなことを鑑みて、業務のブラッシュアップ、事業費の削減による効率化を図ること、2つ、先進地視察や研修への積極的参加を行う、3つ目、挑戦したい人を応援できる仕組みをつくる、4つ目、変化にも柔軟に対応できる準備をするを来年度の重点方針といたしました。特に今議会におきましては、議員各位からいただきましたご意見やご提案も十分留意し、来年度の予算編成において参考にしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、季節の変わり目で、朝夕しのぎやすくなり、少しずつ秋の訪れを感じる頃となりました。議員皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年9月第3回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

以上で、令和5年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後　0時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員